

議 案 説 明 書

【 8 月 2 4 日開催分】

令和 8 年 9 月定例会

令和 8 年生駒市議会第 6 回(9 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 8 年 8 月 2 4 日 (月) 午後 1 時

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案

議案第 51 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和 8 年度生駒市一般会計補正予算 (第 3 回))
議案第 52 号	令和 8 年度生駒市一般会計補正予算 (第 4 回)
議案第 53 号	令和 8 年度生駒市介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)
議案第 54 号	令和 8 年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 回)
議案第 55 号	令和 8 年度生駒市病院事業会計補正予算 (第 1 回)
議案第 56 号	生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 57 号	生駒市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 58 号	生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例の制定について
議案第 59 号	生駒市都市計画事業基金条例の制定について
議案第 60 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 61 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 62 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 63 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 64 号	生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 65 号	生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 66 号	財産の取得について
議案第 67 号	財産の取得について
議案第 68 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
議案第 69 号	市道路線の認定について
議案第 70 号	指導路線の廃止について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

経営企画部長	鍬田明年	総務部長	井上博司	財務部長	川島健司
地域活力創生部長	坂谷 操	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	岡村匡祐
建設部長	岡村祥宏	都市整備部長	有山将人	教育部長	松田 悟
生涯学習部長	南口嘉子				

議案第 5 1 号 専決処分につき承認を求めることについて（令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 3 回））

【財務部】

令和 8 年度一般会計補正予算（第 3 回）については、過日、7 月 1 5 日の議会運営委員会において事前に申し入れたもので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、本年、7 月 1 5 日付けで専決処分をしたことから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容としては、6 月 2 6 日の豪雨災害においては、基本的に予備費を充当して、復旧、支援等を進めており、当初予算の大部分の執行が見込まれることから、歳入、歳出それぞれに 1 億 2 0 0 0 万円を追加するものです。

款 9 災害復旧費、項 1 土木災害復旧費において、北新町地内における、滑落した道路の復旧と損傷した暗渠河川を復旧するための設計及び調査の委託料で 2 0 0 0 万円、市内各所の道路等の緊急補修及び復旧工事を行なうための工事請負費で 5 0 0 0 万円の合計 7 0 0 0 万円を計上しています。

款 1 1 予備費には、今後の災害等の不測の事態に備えるために、当初予算の水準まで回復させるための 5 0 0 0 万円を計上しています。

財源については、全額、財政調整基金繰入金としています。

議案第 5 2 号 令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）

【経営企画部】

第 3 表債務負担行為補正について、令和 6 年度から 7 年度にかけて実施した「道の駅の整備に向けた調査検討業務」を踏まえ、さらに民間事業者へのサウンディング調査を含む事業採算性や事業規模等の詳細な導入可能性を調査・検討するため、令和 8 年度から 9 年度にかけて債務負担行為の補正を行うものです。

【財務部】

令和 7 年度決算において生じた一般会計の剰余金「1 5 億 2 8 1 9 万 5 0 0 0 円」のうち、地方財政法の規定に基づき、その 2 分の 1 を下らない額について、積立て又は地方債の繰上償還の財源に充てる必要があります。

当該剰余金の半分について、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費の節 2 4 積立金で、土木費に計上している北部地域整備促進基金の 3 億円に加え、「公共施設等総合管理基金」に、4 億 6 4 0 9 万 8 0 0 0 円を積み立てます。

またこの後、条例の制定議案の際に説明がありますが、令和 7 年度決算において、都市計画税の歳入が、充当できる歳出を上回ったことから、1 億 9 3 7 8 万 4 0 0 0 円を「都市計画事業基金」に積み立てるものです。

次に、款 1 0 公債費、項 1 公債費、目 1 元金の節 2 2 償還金利子及び割引料の 2 億 9 0 5 7 万 9 0 0 0 円については、「地方債の繰上償還」を行うものです。

目 3 公債諸費の節 2 1 補償補填及び賠償金の 2 1 万 8 0 0 0 円は、この地方債の繰上償還に伴う補償金を計上しています。

また、目 2 利子の節 2 2 償還金利子及び割引料の 1 6 万 2 0 0 0 円については、

日銀による政策金利の引上げに伴い、令和7年度借入地方債の利率が当初の見込みよりも高くなったことで、予算が不足するため補正を行うものです。

地方債の繰上償還の財源としては、款19繰入金、項1基金繰入金、目1減債基金繰入金の2億9057万9000円となります。

また、補正予算全体の財源としては、款20繰越金に加え、更なる財源不足分については、款19繰入金、項1基金繰入金、目18財政調整基金繰入金で措置しています。

【地域活力創生部】

款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ処理費の節10需用費について、家庭系指定ごみ袋の追加製作に係る経費として、5063万3000円を計上しています。

令和8年度の指定ごみ袋製作においては、中東情勢の影響により、石油化学製品の原料となるナフサが不足し、ポリエチレン原料価格が高騰したため、指定ごみ袋の製作単価が当初の想定を大きく上回る状況となりました。また、全国各地で、指定ごみ袋が品薄となる報道等があった時期から、市民による購入が増加し、令和8年度4月から6月までの家庭系指定ごみ袋の販売店からの発注実績は、前年と比べて約1.45倍となりました。

現在、今年の12月頃までの枚数は確保できているものの、その後の安定供給に向けた必要枚数を確保するため、補正を行うものです。

歳入としては、款14使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料、節2清掃手数料のうち、家庭系ごみ処理手数料として、1411万2000円を見込み、増額補正しています。

続いて、款5産業経済費、項1農業費、目5農地費の節18負担金補助及び交付金、土地改良事業補助金については、令和8年6月26日の豪雨により被害があった農地において、農地所有者が復旧を行った場合に対して補助金を交付するもので、当初予算枠を超える被害数があったことから、1296万円の増額補正を行うものです。

続いて、款9災害復旧費、項2農林業施設災害復旧費、目1耕地災害復旧費の節14工事請負費、現年度農地等災害復旧工事については、令和8年6月26日及び7月2日に起きた豪雨により崩壊した農地法面等を市が発注し復旧工事を行うもので、当初予算枠を超える被害数があり復旧工事費用がかかることから、3655万円の増額補正を行うものです。

なお、財源となる歳入については、款16県支出金、項2県補助金、目7災害復旧費県補助金、節1農林業施設災害復旧費補助金、現年度耕地災害復旧費補助金1827万5000円を計上するほか、款21諸収入、項4雑入、目4雑入、節4雑入で、農地所有者からの「災害復旧費協力金」として1827万5000円を計上しています。

【福祉部】

第2表繰越明許費の補正、追加として、款民生費、項社会福祉費、事業名「介

護老人保健施設整備事業」で、３６０万７０００円の繰越明許費の設定を行うものです。

これは今年度当初予算において、款３民生費、項１社会福祉費、目４高齢者福祉費において、計上していた「介護老人保健施設やすらぎの杜優楽」の空調設備更新工事にかかる設計業務の入札が不調となり、業務の年度内完了が困難になったことから、予算の全額、繰越明許費の補正追加を行うものです。

【子育て健康部】

款３民生費、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費、節２２償還金利子及び割引料４３９４万５０００円のうち、令和７年度に交付された「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金」などについて、事業実績報告の結果、主に人件費相当として、こどもサポート事業費において４００万１０００円、子育て世帯支援事業費において２３９万２０００円の合計６３９万３０００円の償還が必要となったため、過年度償還金の増額補正を行うものです。

続いて、款４衛生費、項１保健衛生費、目２予防費、節１２委託料の高齢者インフルエンザワクチン接種委託料です。

従来の標準量ワクチンと比較して４倍の抗原量を含み、より高い有効性と優れた費用対効果が認められる高用量ワクチンが、７５歳以上を対象とした定期接種として使用される予定でしたが、今般、ワクチンの製造上の理由により製薬会社からの供給が困難となったことから、令和８年度の定期接種への導入は見送りとなりました。

このことから、令和８年６月議会において承認された４５８７万円の歳出予算の減額補正を行うものです。

歳入については、款２１諸収入、項４雑入、目４雑入、節４雑入の予防接種個人負担金です。

高用量ワクチンの自己負担額を３０００円と設定していましたが、接種が見送りとなったことから、１４００万円の歳入予算の減額補正を行うものです。

なお、従来の標準量ワクチン接種の自己負担額は１６００円とします。

【建設部】

款４衛生費、項１保健衛生費、目６上水道費、節１８負担金補助及び交付金です。

物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減に寄与できるよう実施する、水道料金の基本料金１カ月分の減免に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対象として、奈良県広域水道企業団へ一般会計からの補助金をもって充当するもので、７０３３万５０００円の増額補正を行うものです。

内容は、水道料金の減免に係る給水収益の減少額と、水道料金システムの改修費用です。

次に、先ほどの補助金の財源として、款１５国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金４２０４万１０００円の増額補正を行うものです。

続いて、款 9 災害復旧費、項 1 土木災害復旧費、目 1 道路河川等災害復旧費です。

去る 6 月 26 日の豪雨によって、市内道路河川においても大小様々な災害が発生しました。

本市としても市民生活の影響を最小限に食い止めるため、応急復旧工事等を進めていますが、北新町地内のウリウ円正寺線災害復旧工事及び移設補償と鬼取町地内の門前町鬼取線災害復旧工事については、国土交通省が定める公共土木施設災害復旧事業に該当することから、工事に必要な工事請負費、補償補填及び賠償金 1 億 3 7 0 0 万円の増額補正を行うものです。

次に、先ほど説明のあった各事業の財源として、款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 4 災害復旧費負担金、5 7 9 9 万 9 0 0 0 円。次に、款 2 2 市債、項 1 市債、目 9 災害復旧債 7 8 9 0 万円の増額補正をそれぞれ行うものです。

続いて、第 4 表地方債補正、1 の追加については、先ほど説明のあった災害復旧事業の財源に充てるため、道路河川災害復旧事業の起債の限度額を追加するものです。

【都市整備部】

款 6 土木費、項 3 都市計画費、目 4 北部地域整備促進事業費については、今後、多額の資金が必要と見込まれる学研高山地区第 2 工区の土地区画整理事業等の進捗を図るため、令和 7 年度一般会計決算剰余金の一部を活用して、北部地域整備促進基金に 3 億円を積み立てることとし、令和 8 年度一般会計予算を補正するものです。

【教育部】

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費です。

節 1 8 負担金補助及び交付金は、壱分幼稚園のこども園化整備事業に対する就学前教育・保育施設整備交付金の令和 8 年度分単価変更に伴う増額分として、7 3 3 万 3 0 0 0 円を計上しています。

また、節 2 2 償還金利子及び割引料は、過年度償還金として、保育所等の運営、また、保育所等が実施する様々な保育サービスのための交付金及び補助金で、「子育てのための施設等利用給付交付金」「保育対策総合支援事業費補助金」「子ども・子育て支援交付金」「施設型給付費等交付金」「子どものための教育・保育給付交付金」「就学前教育・保育施設整備交付金」の超過交付分の償還として 4 3 9 4 万 5 0 0 0 円のうち、教育部所管分は 3 7 5 5 万 2 0 0 0 円を計上しています。

なお、財源となる歳入は、節 1 8 負担金補助及び交付金については、款 1 5 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金の就学前教育・保育施設整備交付金として、5 8 2 万 3 0 0 0 円を計上しています。

また、節 2 2 償還金利子及び割引料のうち、就学前教育・保育施設整備交付金について、款 2 1 諸収入、項 4 雑入、目 4 雑入の説明欄中段の事業者からの返還金として、壱分幼稚園のこども園化整備事業に対する就学前教育・保育施設整備

交付金の令和7年度分実績の修正に伴い返還が発生することとなったため、55万8000円を計上しています。

続いて、目6学童保育費、節22償還金利子及び割引料です。

これも過年度償還金として、学童保育の運営に対する補助金として、517万8000円を計上しています。

次に、款8教育費、項1教育総務費、目3生駒南小学校・中学校整備事業費、節14工事請負費については、生駒南小・中学校を整備するにあたり、生駒南中学校校舎の解体工事を年内に発注する必要があることから6億6000万円を計上しています。なお、財源となる歳入は、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金として学校施設環境改善交付金の7322万3000円を計上しています

また、事業の完了が令和9年度になるため、第2表繰越明許費補正として、款教育費、項教育総務費、事業名「生駒南小学校・中学校整備事業」のとおり、3億9600万円の繰越明許費の設定を併せてするものです。

続いて、款8教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、節22償還金利子及び割引料は、過年度償還金として、新制度に移行した私立幼稚園の運営費等の「子どものための教育・保育給付交付金」の超過交付分の償還として480万5000円を計上しています。

【生涯学習部】

第2表繰越明許費補正、追加として、款教育費、項社会教育費、事業名「生涯学習施設整備事業」として1457万2000円、コミュニティセンター整備事業として756万2000円。

続いて、一般会計補正追加として、款教育費、項社会教育費、目2社会教育施設費、節12委託料の「生涯学習施設改修工事設計等委託料」264万円です。

補正理由としては、生涯学習部所管のたけまるホール、北コミュニティセンター、生駒セイセイビル、芸術会館美楽来等の「セイセイビル外4施設空調設備等更新工事实施設計業務」について、第1回入札が不調に終わったことから、今後の確実な事業執行に向け、業務の分割を行うこととしました。

まず、災害時の拠点機能維持などにおいて、特に緊急性と重要性が高い「たけまるホール自家発電設備取替工事」の設計業務を切り離し、近年の資材価格や労務費等の実勢を反映した価格へと予算を増額した上で、単独での早期発注を図ります。

一方、残る4施設空調設備等の設計業務については、現行予算の範囲内での執行が可能であると見込んでいるため、予算の増額を行わず、入札手続に要する期間を考慮し、翌年度への予算繰越（繰越明許費）により対応します。

続いて、款教育費、項社会教育費、目7文化財保護費、節12委託料の「発掘調査等委託料」として、「2622万4000円」です。

調査理由としては、「生駒南小学校・生駒南中学校整備事業」について、新校舎建設計画地の一部が、「萩原遺跡」の「埋蔵文化財包蔵地」に属しているため、文

化財保護法に基づき、試掘調査を行うものです。

調査箇所は、小中学校基礎部分予定範囲のうち、既存擁壁の南側が今回の試掘調査の予定箇所です。

補正理由としては、試掘調査は、建設される建物の基礎部分の工法によって調査の仕様を決定する必要があることから、令和８年度の当初予算には計上できず、調査費用の算定を令和８年５月の基本設計の確定後に行ったことによるものです。

議案第５３号 令和８年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第１回）

【福祉部】

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに１億２２０６万８０００円を追加し、総額１０８億８６４９万９０００円とする補正を行うものです。

歳出として、款５基金積立金、項１基金積立金、目１介護給付費準備基金積立金として、介護給付費等の国・県・診療報酬支払基金からの過年度の追加交付分を介護給付費準備基金へ積み立てるため、追加交付分の１０８４万７０００円を計上しています。

次に、款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目２償還金において、国・県・市・診療報酬支払基金への前年度の精算返還金として、１億１１２２万１０００円を計上しています。

次に、歳入について、介護給付費準備基金積立金の財源として、款３国庫支出金、項２国庫補助金、目２地域支援事業介護予防・日常生活支援総合交付金として３３８万円、次に、款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金として３８８万４０００円、目２地域支援事業交付金として１４７万１０００円、次に、款５県支出金、項２県補助金、目１地域支援事業介護予防・日常生活支援総合交付金として２１１万２０００円を計上しています。

次に、前年度の超過交付分の返還分の財源については、款７繰入金、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金として、１億１１２２万１０００円の繰入れを計上しています。

議案第５４号 令和８年度生駒市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）

【子育て健康部】

今回の補正予算は、後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援金納付金分が導入されるにあたり、制度周知費用に対する新たな国庫補助事業が創設されることに伴い、歳入予算の中で歳入予算科目の金額において８万５０００円の増減の補正を行うもので、歳入予算の総額３５億２６０６万４０００円に変更はありません。

款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金、節１事務費繰入金において８万５０００円の減額、款６国庫支出金、項１国庫補助金、目１子ども・子育て支援事業費補助金、節１子ども・子育て支援事業費補助金において、８万５０００円の増額を計上しています。

議案第 5 5 号 令和 8 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 1 回）

【子育て健康部】

生駒市立病院施設整備事業に係る建設改良費については、継続費として令和 7 年度に 3 億 2 4 5 0 万円、令和 8 年度に 6 億 1 9 6 3 万 4 0 0 0 円の総額 9 億 4 4 1 3 万 4 0 0 0 円を設定し、本年 6 月に工事請負に係る入札を実施したものの、国際情勢の悪化による急激な物価上昇により採算がとれないことから、応札者がなく不調となりました。

これを受け、建築資材の実勢価格を反映した設計価格を確保し、再入札を経て、増床に伴う生駒市立病院の施設整備事業を実施するため、継続費総額を増額補正するものです。

また、着工が令和 8 年 1 1 月中旬以降になる見込みであることから、工期についても見直し、継続費の期間を令和 9 年度まで延長し、併せて年割額を変更するものです。

第 2 条の「資本的収入及び支出」については、第 2 条の表のとおり、工期を見直したことに伴い、令和 8 年度分の工事の進捗及び建設改良費の支出額も当初予算からの減が見込まれるため、資本的収入における企業債の額を 3 億 9 6 0 万円、資本的支出における建設改良費の額を 3 億 9 6 3 万 4 0 0 0 円、それぞれ減額補正します。

このことにより、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額、またその差額を補填する財源となる当年度分消費税等調整額などの内訳も変更となるため、財源内訳の説明について第 2 条本文において改めているものです。

第 3 条の「継続費」については、補正予算の提案理由で説明のあったとおり、建設費の高騰により、生駒市立病院施設整備事業に係る建設改良費の総額を増額する必要が生じたことから、9 億 4 4 1 3 万 4 0 0 0 円を 1 4 億 9 1 1 6 万円に改めるものです。

また、工期が令和 9 年度中までとなることから、継続費の期間を延長し、年割額についても改めるものです。

第 4 条の「企業債」については、令和 8 年度の年割額を 3 億 1 0 0 0 万円に改めることから、年割額に基づいて設定している起債の限度額についても、3 億 1 0 0 0 万円に改めるものです。

議案書 3 2 ページには、令和 8 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 1 回）実施計画、3 3 ページには、令和 8 年度生駒市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、3 4 ページには、令和 8 年度生駒市病院事業会計予定貸借対照表をそれぞれ記載しています。

議案第 5 6 号 生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【福祉部】

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号利用法」において一部改正があり、外国人に対する生活

保護が準法定事務に位置付けられました。

今般、マイナンバーを利用して、国の機関等と必要な情報を連携できる仕組みの運用が開始されたことに伴い、独自利用事務として条例に規定する必要がなくなったことから、当該部分の項を削除し、以降の項を繰り上げる改正を行うものです。

施行日については、公布の日からとしています。

議案第 5 7 号 生駒市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【地域活力創生部】

この改正は、認可地縁団体の認可等に係る告示について代表者等の住所の告示の廃止、認可地縁団体台帳の写しにおける代表者等の住所の原則非表示に係る地方自治法施行規則の改正が行われたことにより、「生駒市認可地縁団体印鑑条例」の引用条文にずれが生じたため、当該箇所の変更を行うものです。

具体的な改正内容としては、生駒市認可地縁団体印鑑条例第 2 条第 1 項において、「地方自治法施行規則第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」とあるのを「地方自治法施行規則第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に、第 1 1 条において、「地方自治法施行規則第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」とあるのを、「地方自治法施行規則第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改めるものです。

施行日は、地方自治法施行規則改正施行日の同日の令和 8 年 1 0 月 1 日です。

議案第 5 8 号 生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例の制定について

【教育部】

本条例は、本市が進める第 3 次生駒市教育大綱に掲げる教育を実践する学校に市費負担教員を配置するため、任期を定めて採用する任期付職員について、給与その他の勤務条件の特例を定めることにより、教員確保を可能とする条例を新たに制定するものです。

内容としては、奈良県の県費負担教職員との整合を図るため、初任給及び昇給の取扱い等について、教育職員固有の制度を踏まえた取扱いとなっています。

本条例の制定に伴い、「生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」及び「生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例」内の条文の改正も同時に行うことになります。

条例の施行日は、公布の日としています。

議案第 5 9 号 生駒市都市計画事業基金条例の制定について

【財務部】

まず、制定の趣旨について、都市計画税は、都市計画法による都市計画事業又は土地区画整理法による土地区画整理事業に充当する目的税として賦課していますが、令和 7 年度決算において、歳入額が充当できる歳出額を上回ったことから、国の地方税法に関する施行通知において、都市計画税に「余剰金が生じた場合は、

これを後年度～の事業に充てるために留保し、～基金を創設することが適当である」と示されていることを踏まえ、新たに基金を設置するものです。

次に、都市計画税の充当状況については、これまで都市計画税は、下水道事業をはじめ、インフラ整備事業の起債償還などに収入額の全額を充当してきましたが、令和7年度決算において、過去に借り入れた街路、公園等の整備に係る起債償還が進んでいること、清掃センターの基幹設備の改良工事が終了したことなどにより、1億9300万円余りの余剰金が生じたところです。

条例案の内容については、この条例は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用の財源に充てるために設置するものであり、毎年度の都市計画税収入のうち、事業に要した費用の残額を積み立てることとし、その事業の財源に充当する場合に限り処分することができるものとしています。

施行日は、公布の日としています。

今後の状況については、都市計画税の収入が充当可能額を上回る状況は、数年間は想定されますが、今後、学研高山地区第2工区関連の事業、総合公園体育施設の整備事業、これらの公債費などの充当可能な費用が相当額見込まれることから、本基金及び都市計画税収入について、貴重な事業財源として、適正・効果的に活用していきたいと考えています。

なお、議案第52号「令和8年度生駒市一般会計補正予算(第4回)」において、本基金への積立金1億9378万4000円の補正予算を別途提案しています。

議案第60号 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第61号 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第62号 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【教育部】

(議案第60号)

本条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業といった、家庭的保育事業等の事業実施にあたり、保育の対数、保育室の広さ等の設備基準や事業者が定めるべき重要事項の規定などを定めたものとなります。

この度の改正の経緯としては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」が施行されたことにより、保育所等における専門的支援やインクルージョン(包括的支援)を推進するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職等を小規模保育事業所A型、B型または事業所内保育事業所において、1名に限り保育士とみなして雇用することができることとするための改正となります。

また、全部改正の理由については、本条例は、国が定めた基準をそのまま記載した条例であることから、この度条例を改正するにあたり、表のとおり第3条に

において「基準省令の定めるところによる」という条文で国の基準を引用することを定義します。このことによって、基準の迅速な運用が可能になるとともに、本市における独自規定を明確にすることができます。

なお、今後、国の基準に重要な変更があった際や、本市独自の基準を設ける必要が生じた場合は、これまで通り、議員への丁寧な説明や、必要な条例改正の手続きを講じます。

次に、本市独自基準を定めるものについては、家庭的保育事業の職員の特例、小規模保育事業C型の職員の特例及び事業所内保育事業を行う事業所の設備の基準の特例となります。

関連条例については、本条例を全部改正することに伴い、本条例の条例番号が変わるため、「生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で引用している本条例の条例番号も改める必要があり、附則において関連条例の一部を改正します。

改正条例の施行日は、公布の日としています。

(議案第 6 1 号)

本条例は、「認可」を受けた保育所等が「確認」を受けることで認定こども園や保育所などの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業となりますが、その運営に関する基準を定めたものとなります。

改正の経緯としては、児童福祉法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことにより、条文中の語句の訂正を行うための改正となります。

全部改正の理由については、議案第 6 0 号と同様です。

次に、独自基準を定めるものについては、本条例では、本市独自基準を定めるものはありません。

しかしながら、議案第 6 0 号と同様に、今後、国の基準に重要な変更があった際や、本市独自の基準を設ける必要が生じた場合は、これまで通り、議員への丁寧な説明や、必要な条例改正の手続きを講じます。

改正条例の施行日は、公布の日としています。

(議案第 6 2 号)

本条例は、保育所の利用者負担額いわゆる保育料は、市区町村民税所得割額によって決定されますが、その保育料の金額を定めるものです。

改正内容としては、①所得割額の決定にあたり「住宅借入金等特別税額控除」は行われないものとして所得割額を計算することとなっています。地方税法の改正によって、この「住宅借入金等特別税額控除」に関する条文においてずれが生じることから訂正を行うための改正となります。

また、②の子ども・子育て支援法施行令の改正により、第 2 条第 6 号の定義について、子ども・子育て支援法施行令ではなく、子ども・子育て支援法を参照することになる改正を同時に行います。

根拠となる法令、通知文書等ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令となります。

改正条例の施行日は、公布の日としています。

議案第 6 3 号 生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

【子育て健康部】

今回の改正は、医療法等の一部を改正する法律により、令和 8 年 1 0 月 1 日付で、「社会保険診療報酬支払基金」の名称が、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更されることに伴い、改正を行うものです。

条例の施行日は、令和 8 年 1 0 月 1 日となります。

議案第 6 4 号 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【地域活力創生部】

この改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、非常災害廃棄物の処理に関する規定が新設されたことにより、特別管理一般廃棄物処理基準に関する規定の条項番号が変更されたことから、「生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の引用条文にずれが生じたため、当該箇所の変更を行うものです。

具体的な改正内容としては、生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 1 3 条において、「法第 6 条の 2 第 3 項の特別管理一般廃棄物処理基準」とあるのを、「法第 6 条の 2 第 4 項の特別管理一般廃棄物処理基準」に改めるものです。

施行日は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる既定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日です。

議案第 6 5 号 生駒市景観条例の一部を改正する条例の制定について

【都市整備部】

この改正は、令和 8 年 5 月 2 7 日に公布された「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」により、景観法の一部の改正が行われたことから、「生駒市景観条例」の引用条文にずれが生じたため、当該箇所の変更を行うものです。

具体的な改正内容としては、新旧対照表に記載のとおり、生駒市景観条例第 1 0 条の届出を要する行為等について、第 5 項及び第 7 項をそれぞれ、改正された景観法の引用条文に改めるものです。なお、本条例の施行日については、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日が、同法の公布の日から起算して、6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるとされており、現時点において施行の日が確定していないことから、本条例の施行の日については、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日としています。

議案第 66 号 財産の取得について

【総務部】

本議案については、令和 2 年度までに導入した「職員が一般事務に利用するパソコン」を更新するため、ノートパソコン 400 台の購入を行うものです。

購入にあたり、令和 8 年 6 月 18 日に事後審査型条件付一般競争入札を行った結果、4 者の入札があり、『株式会社堀通信』が税込み 7655 万 7250 円で落札し、事後審査を経て納入期限を令和 9 年 2 月 26 日までとし、令和 8 年 7 月 1 日に仮契約を締結したもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、落札率は 90.03% でした。

議案第 67 号 財産の取得について

【教育部】

本案については、(仮称)生駒市学びの多様な学校開設に伴う物品購入について、契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議決を求めるものです。

契約にあたっては、公募型プロポーザルを 7 月 28 日に行い 3 者から応募があり、審査の結果、株式会社いなもりが、契約金額税込み 4070 万円で落札し、納入期限を令和 9 年 3 月 15 日までとして、8 月 18 日に仮契約を締結したものです。

議案第 68 号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

【総務部】

本議案は、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、住居表示を実施すべき市街地の区域として、壺分町地内の一部、さつき台 1 丁目地内の一部、東生駒 3 丁目地内の一部、東生駒 4 丁目地内の一部、約 14 万 5000 平方メートルについて、街区方式により住居表示を実施しようとするものです。

これは、開発事業者からの要望書、土地所有者等からの同意書が提出されたことによるものです。

本議案が議決されれば、「いちぶ台」という新たな町名で、当該区域において住居表示を実施すべく、町の区域及び名称の変更案を 30 日間公示し、異議の申し出がなければ、本年 12 月議会での議案提出を予定しています。

議案第 69 号 市道路線の認定について

議案第 70 号 市道路線の廃止について

【建設部】

道路用地の寄附に伴う既存市道の再編成による廃止及び認定が 1 件です。

「菜畑西壺分線支線 22 号」を廃止し、「菜畑西壺分線支線 22 号」として新たに認定するものです。

本路線は、晴光台西側に位置する壱分町地内の道路で、道路用地の寄付に伴い、既存市道の再編成を行うものです。

以上、1路線の市道認定及び、1路線の廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

議 案 説 明 書

【 9 月 1 4 日開催分】

令和 8 年 9 月定例会

令和 8 年生駒市議会第 6 回(9 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 8 年 9 月 1 4 日 (月) 午後 1 時

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案等

報告第 8 号	令和 7 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について
報告第 9 号	令和 7 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について
議案第 74 号	令和 7 年度生駒市一般会計決算の認定について
議案第 75 号	令和 7 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について
議案第 76 号	令和 7 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について
議案第 77 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について
議案第 78 号	令和 7 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第 79 号	令和 7 年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第 80 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
恵比須幹夫	成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし
山下一哉	加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子
芦谷真治	森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子		

5 説明のため出席した者

経営企画部長	鍬田明年	総務部長	井上博司	財務部長	川島健司
地域活力創生部長	坂谷 操	福祉部長	後藤治彦	子育て健康部長	岡村匡祐
建設部長	岡村祥宏	都市整備部長	有山将人	消 防 長	金田和彦
教育部長	松田 悟	生涯学習部長	南口嘉子	議会事務局長	岩井誉幸
財政課長	日高興人				

【令和7年度決算の総括と一般会計の歳入歳出全般の概要を「令和7年度決算の概要」に基づき説明】

初めに、一般会計「1 決算規模」は、歳入は「4 9 3 億 7 6 0 0 万円」、執行率は「9 1. 3 %」、対前年度比では「1 億 4 5 0 0 万円、0. 3 %」の増額となりました。

歳出は「4 7 3 億 3 8 0 0 万円」、執行率は「8 7. 5 %」、対前年度比では「4 6 0 0 万円、0. 1 %」の減額となりました。

歳入の内容については、国庫支出金において、低所得世帯への給付事業や定額減税事業等の終了により減収、地方特例交付金で、定額減税事業の終了により減収となったものの、市税において、定額減税事業の終了に伴う個人住民税等の増収、繰入金において、市債の繰上償還に充てるため減債基金からの取り崩しを行ったこと等で増収となり、全体として増収となりました。

歳出の内容については、積立金において、普通交付税追加交付の一部を減債基金へ積み立てたことなどで増加、人件費において、人事院勧告に伴う給与費等の見直し等により増加となったものの、補助費等において、病院事業会計負担金の減少などによる減少、普通建設事業費において、清掃センター基幹的設備改良事業の終了等による減少となり、全体として減少となりました。

次に、決算収支の推移としては、令和7年度の実質収支は「1 5 億 2 8 0 0 万円」の黒字となりました。

一方、単年度収支は、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて算出しますが、前年度の実質収支の「1 5 億 3 6 0 0 万円」を、全て予算化し、物価高騰への対応や、公共施設の改修、基金への積立て等を行った結果、8 0 0 万円の赤字となりました。

続いて、特別会計については、令和7年度決算における「4 つ」の特別会計は、全て黒字又は収支均衡となりました。

財政の状況については、「2 財政関係指標」のうち、経常収支比率は「8 8. 2 %」で、前年度より「0. 2 ポイント」上昇しました。

これは、歳入において、市税や県税交付金が増加となったものの、歳出において、公債費が減少した一方、給与改定等による人件費や物価高騰等による物件費、社会保障関係費である特別会計への繰出金などが増加したことにより、全体として歳入を上回る増となったものです。

社会保障関係費については、令和7年度決算「1 0 4 億 8 9 0 0 万円」を、令和6年度決算と比較すると、「4 億 8 0 0 万円増加」となりました。

これは、児童手当の制度改正に伴う児童手当給付費の増加、障がい福祉サービスの給付費の増加等によるものです。

社会保障関係費については、少子高齢化、人口減少が続いていく中、今後も増加していくものと考えています。

今後の財政運営においては、物価高騰対策に引き続き取り組んでいくとともに、税収においては、大幅な増収が見込まれない中、少子高齢化、人口減少への対応だけでなく、新たな市民ニーズに応え、投資への余力を確保していく必要があります。

ます。

そのためにも、既存事業の見直しを行い、将来世代に過大な負担を負わせない「健全な財政運営」を続けていくことが重要であると考えています。

最後に、企業会計に係る令和7年度決算の概要については、まず、下水道事業会計は、「損益収支」において、事業収益は「25億5800万円」、事業費は「21億8700万円」となりました。

この結果、当年度純利益は「3億7100万円」となり、前年度繰越利益剰余金と合わせた、当年度未処分利益剰余金は「8億1500万円」となりました。

次に、病院事業会計については、「損益収支」において、事業収益は「5億7500万円」、事業費は「4億7100万円」となりました。

この結果、当年度純利益は「1億400万円」となり、繰越利益剰余金と合わせた、当年度未処理欠損金は、「5億6300万円」となりました。

（歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類に基づき説明）

「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の15ページ、「Ⅱ決算内訳表」の「1会計別総括表」において、「1一般会計」の歳入決算額は、「493億7600万円」、歳出決算額は「473億3800万円」、形式収支が「20億3800万円」となり、翌年度への繰越財源「5億900万円」を差し引きすると、実質収支は、「15億2800万円」の黒字となりました。

続いて、「2特別会計」のうち、「(1)公共施設整備基金特別会計」については、歳入・歳出とも決算額は「1600万円」となりました。これは、開発協力金及び基金利子を、公共施設整備基金に積み立てたものです。

次に、「(2)介護保険特別会計」は、保険料収入の増加等により歳入が増加した結果、実質収支は「1億3700万円」となり、同額を介護給付費準備基金に積み立てています。

次に、「(3)国民健康保険特別会計」は、平成30年度から、国民健康保険の財政運営の主体が奈良県となり、県内での保険税率の統一に向け、税率を引き上げることとなり、令和6年度に県内全自治体で統一されました。

令和7年度は国保税の収納率が向上したことから、実質収支が「1300万円」となり、同額を国民健康保険財政調整基金に積み立てました。

最後に、「(4)後期高齢者医療特別会計」の実質収支「760万円」の黒字については、翌年度へ繰越ししました。

続いて、16ページの「2一般会計歳入決算額内訳表」について、主として予算現額と収入済額とのかい離の大きい項目を説明します。

まず、款1の市税については、対予算現額比「3億8900万円」の増額となりました。

個々の税目ごとの内訳については、17ページの「(2)市税内訳」において、市民税（個人）で、対予算現額「3億2700万円」の増、固定資産税で「5100万円」の増などとなりました。

次に、款4の配当割交付金は、対予算現額比「8700万円」の増、款5の株式等譲渡所得割交付金は、「1億1300万円」の増、款7の地方消費税交付金は、

「2億3100万円」の増となりました。

次に、款15の国庫支出金は、対予算現額比「16億800万円」の減となりました。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を始めとする総務費国庫補助金、児童手当負担金を始めとする民生費国庫負担金等の減に加え、令和8年度への事業の繰越しが主な要因です。

次に、款16県支出金では、対予算現額比「5億7000万円」の減となっています。これは、子ども医療費補助金を始めとした民生費県補助金、施設型給付費等県費交付金を始めとした民生費県負担金が主な要因です。

次に、款19の繰入金は、対予算現額比「10億7700万円」の減となっていますが、これは、減債基金、職員退職給与基金等の繰入を見送りや減額したことによるものです。

最後に、款22の市債では、対予算現額比「22億1400万円」の減となっていますが、これは借入額の縮減や事業費の減、令和8年度への事業の繰越しによるものです。

以上により、一般会計歳入決算額の予算に対する執行率は「91.3%」、前年度比は「108.3%」となりました。

次に、18ページの「3一般会計歳出決算額内訳表」については、歳出の不用額の大きなところ、その主な内容について説明します。

まず、総務費、「ふるさと生駒応援寄附等事業」で、多くの不用額と不用率が出ていますが、これは、当初見込みに比べ、寄附額が少なかったことによるものです。

次に、民生費の「低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業」及び「住民税非課税世帯に対する重点支援給付金及び子育て加算金給付事業」については、低所得者向けの給付金給付事業で、令和6年度から令和7年度に繰り越して実施したのですが、申請者が見込みを下回ったことにより不用額が生じたものです。

また、「介護保険施設整備事業助成費」については、当初の見込みより補助申請額が減ったことによるものです。

また、「心身障がい者医療費助成事業費」、「老人医療費助成事業費」、「子ども医療費助成事業費」及び「ひとり親家庭等医療費助成事業費」は各種医療費の助成ですが、それぞれ受給者が想定より少なかったことによるものです。

衛生費では、「予防接種事業費」で不用額が出ていますが、新型コロナワクチンに係る接種者数が見込みを下回ったことによるものです。

また、「環境基本計画推進事業費」で不用額が出ているのは、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業が当初見込みから申請件数が減少したことによるものです。

土木費の「バリアフリー整備事業費」、「地籍調査事業費」及び「道路新設改良事業費」については、国の補助を受けて実施するものが多く、補助金が予定よりも配分されなかったことにより、事業を見直した結果、不用となりました。

教育費の「小学校施設整備事業費」及び「中学校施設整備事業費」では、それぞれ3億円を超える不用が出ていますが、小中学校の屋内運動場空調設備整備工事における入札請負差額によるものです。

最後に、18ページ、一般会計歳出決算額は、支出済額「473億3800万円」、執行率は「87.5%」、不用率「6.9%」となりました。

以上が、決算内訳表の概要です。

続いて、32ページから36ページ、財政指標について説明します。

まず、(1) 財政力指数については、令和7年度は単年度「0.72」、3カ年平均「0.72」と、単年度で0.01ポイント増、3カ年平均で横ばいとなりました。

これは、基準財政収入額について市民税の個人所得割の増等により全体として増額となり、基準財政需要額においても、国の補正予算に伴う臨時経済対策費等の影響から同程度の増額となったことによるものです。

(2) 経常収支比率については、令和7年度は「88.2%」となり、令和6年度と比較しますと0.2ポイント悪化しました。

これは、令和7年度は前年度と比較して、歳入（経常一般財源）において、市税や県税交付金等が増加したものの、歳出（経常経費充当一般財源）は、公債費は減少した一方、給与改定等による人件費や物価高騰等による物件費、社会保障関係費である特別会計等への繰出金等が増加したことにより全体として歳入を上回る増となり、経常収支比率としては悪化したものです。

次に、33ページの(3) 健全化判断比率については、①の実質赤字比率は、マイナス5.74%となり、令和6年度がマイナス5.98%でしたので、黒字の比率が縮小しました。

続いて、34ページ、②の連結実質赤字比率は、黒字の割合としてマイナス7.44%となり、令和7年度は、水道事業会計が奈良県広域水道企業団となり、連結実質赤字比率の算定対象外となったことなどから、黒字額が減少したことなどによるものです。

次に、35ページの③実質公債費比率は、令和7年度の単年度の比率は、病院事業債の償還額が大きく減少したことによる、公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金の減少や標準財政規模の増加、一般会計等の元利償還金の減少等により、前年度から改善し、3カ年平均においても、前年度1.6%から0.4%に、1.2ポイント改善しました。

次に、36ページ④の将来負担比率は、令和7年度は前年度と比べて、将来負担額において、一般会計等の地方債現在高や公営企業債の償還に充てる繰出見込額等の将来負担額が減少したものの、基準財政需要額算入見込額等の充当可能財源等も減少した結果、マイナス125.0%となりました。

続いて、41ページから44ページにかけて、グラフによる財政状況の推移について、主なところを説明します。

まず、「1 普通会計における歳入決算の推移」については、令和7年度と6年度を比較しますと、①市税は、「175億3900万円」から「179億2400万円」へ3億9000万円の増加となりました。

②繰入金は、「10億9600万円」から「16億8200万円」で、5億8500万円の増加となっていますが、減債基金、職員退職給与基金、こども未来基

金の繰入金の増によるものです。

③その他の自主財源が、「３８億７６００万円」から「４５億５１００万円」へ６億７５００万円増加していますが、これは、奈良県広域水道企業団からの派遣職員給与等負担金などによるものです。

依存財源については、⑤国庫支出金が減少していますが、清掃センター整備に伴う交付金を始めとした衛生費補助金が減少したことによるものです。

最後に、⑦市債が「２７億６６００万円」から「２０億８６００万円」に６億８０００万円減少しているのは、清掃センター施設整備事業債（２２億５３７０万円）の減等によるものです。

続いて、４２ページの「２普通会計における歳出決算（性質別）の推移」については、歳出を、人件費、扶助費、公債費、物件費、繰出金、投資的経費など、性質別に分類し、令和７年度と６年度を比較すると、人件費・扶助費・公債費のいわゆる義務的経費において、①人件費は、給与改定等により、「８億８１００万円」増加しています。

②扶助費については、「２億５０００万円」増加していますが、児童手当、障がい福祉サービス費、子育て応援手当等の増によるものです。

④物件費では、「３億４００万円」増加していますが、これは、基幹システムの標準化移行業務に加え、各種委託料や使用料及び賃借料が物価高騰の影響から増加したものです。

⑤繰出金では、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療に関する特別会計繰出金の増により、前年度より「１億９００万円」の増、⑥その他では、基金積立金の増等により「３億９４００万円」の増となっています。

また、⑦投資的経費については、前年度と比べて「２０億２８００万円」の減となっていますが、これは、清掃センター施設整備事業が終了したことによるものです。

続いて、４３ページ、「３積立基金現在高の推移」については、令和６年度と比べ、⑥北部地域整備促進基金に決算剰余金の一部を積み立てたこと等により、「３億１２００万円」増加、⑧こども未来基金へは、繰越財源のために繰り入れたことなどで、「２億５９００万円」減少しました。

その結果、令和７年度末現在高は、「１３２億２５００万円」となりました。

続いて、４４ページ、「４地方債現在高の推移」については、普通会計において、令和７年度は６年度と比べて「５億６５００万円」減の「１２６億９０００万円」となりました。

令和７年度は、定期償還に加え繰上償還を実施した結果、新規に発行する地方債より大きかったため、地方債残高は減少しました。

財政の推移の説明は以上です。

続いて、４６ページからの財務諸表４表についての説明です。

なお、この財務書類４表は、平成２８年度決算から国が示す「統一的な基準」に基づき作成しています。

「財務書類４表」については、一般会計に公共施設整備基金特別会計を加えた

上で、令和8年3月31日を基準日として作成しており、市の財務書類のベースとなるものです。

なお、介護保険特別会計や病院事業会計などの特別会計・公営企業会計を加えた「全体財務書類」、及び奈良県広域水道企業団や土地開発公社、一部事務組合などの外郭団体を加えた「連結財務書類」については、それぞれの書類が整い次第、今後作成します。

続いて、財務書類4表について説明します。

まず、48ページ(1)「貸借対照表」において、表の左側の一番下の行の「資産合計」は、令和7年度末時点では、本市は「1638億3000万円」の資産を形成していますが、うち約8割が有形固定資産で占められています。

表の右側の下から2行目の、「純資産合計」となる「1422億700万円」については、これまでの世代で支払いが済んでおり、その上の行の「負債」の合計、「216億2300万円」をこれからの世代で負担していくことになります。

次に、49ページ(2)「行政コスト計算書」において、表の一番下の行の「純行政コスト」は、経常費用の総額から、便益の対価としての経常収益を差し引き、臨時利益・臨時損失を加味したものです。令和7年度は「434億6100万円」となっており、令和6年度より「15億5300万円」増加しています。これは、社会保障関係費の増に加え、物価高騰に伴う物件費、給与改定に伴う人件費が増加したことによるものです。

次に、50ページ(3)「純資産変動計算書」において、一番上のF欄の数値、令和7年度の「純行政コスト」の「434億6100万円」は、税収等や国県等補助金で賄うこととなりますが、表の中ほど、上から5項目目、H欄左側の数値、「本年度差額」のとおり、「18億1700万円」不足しています。

これは、「純行政コスト」には、過去世代の負担からのサービス提供と考えられる減価償却費が含まれていることにより不足しているものです。

なお、表の一番下の行、N欄の数値、令和7年度の「本年度末純資産残高」は、前年度より「16億8700万円」減少し、「1422億700万円」となりました。

51ページ(4)「資金収支計算書」については、1年間の資金の流れを表すもので、表の一番上の項目、⑤欄の令和7年度「業務活動収支」については、市税収入等の増の影響で業務収入が増加したものの、人件費や物件費、扶助費等の業務支出が増加したため、前年度から「2億6500万円」減少し、「37億2700万円」となりました。

また、支払利息支出を除く「業務活動収支」に、項目欄⑧の「投資活動収支」から基金積立金支出及び基金取崩収入を除いたものを合計したものを、「業務・投資活動収支」といいますが、令和7年度の本市の業務・投資活動収支は、「12億1500万円」増となりました。

業務活動収支と投資活動収支に⑫の「財務活動収支」の「マイナス7億4700万円」を加えた「本年度資金収支額」は、⑬のとおり、前年度より「2億4000万円」増加し、「1億9100万円」となりました。さらに、⑭「前年度末資

金残高」を加えた⑮「本年度末資金残高」は、「２０億３８００万円」となり、加えて、⑯「本年度末歳計外現金」を加えた⑰「本年度末現金預金残高」は、「２５億８１００万円」となりました。

なお、「財務書類４表」の詳細については、５２ページから５９ページに記載しています。

また、６０ページ以降の「注記」には、財務書類作成のために採用している会計処理の原則や、手続き、表示方法など基本となる事項、及び財務書類の内容を理解するのに必要な事項などを記載しています。

報告第８号 令和７年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について **【財務部】**

本件は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、４つの指標を算定した結果について報告するものです。

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」については、前年度決算と同様に「マイナス」となったことから、「－（バー）」と表記しています。それぞれの欄の括弧書きの数値は、生駒市の早期健全化基準ですが、いずれにも抵触していません。

うち、「実質公債費比率」については、一般会計等の元利償還金の減少により、単年度の比率が改善し、３カ年平均でも「０．４％」と、前年度から「約１．２ポイント」改善しました。

この比率が「２５％以上」となると、早期健全化基準に抵触しますが、現状は、大きく下回っており健全な数値となっています。

報告第９号 令和７年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について **【建設部】**

令和７年度決算に基づく生駒市資金不足比率については、下水道事業会計では資金の不足額がないため、資金不足比率は、横棒で記載しております。

【子育て健康部】

令和７年度決算に基づく生駒市資金不足比率について、病院事業会計については、資金不足額は生じていません。このことから、資金不足比率は横棒で記載しています。

議案第７４号 令和７年度生駒市一般会計決算の認定について **【決算書に基づき説明】**

【議会事務局】

決算書４４ページから４５ページの款１議会費、項１議会費、目１議会費については、議員の報酬及び事務局職員の給料などの人件費に係る経費が大半を占めています。

人件費に係るもの以外では、議会運営事務費として、議会の広報紙である「い

こま市議会のうごき」を臨時号含め年5回発刊するほか、本会議・委員会会議録の作成、会議録検索システムの維持管理、本会議・委員会のインターネット中継や録画配信に要する費用などを支出しています。

また、令和7年度は、「生駒のつながり考えませんか？」と題して、「防災とコミュニティ」をキーワードに、地域でできる防災の取組、自治会や関係団体の活動、個人としての関わり方など、暮らしを守る「つながり」について、地域や世代を超えて考える市民懇談会を開催しました。

なお、節における1000万円以上の不用額は無いものの、議会費全体における不用額が約1231万円となっている主な理由は、節8旅費や節18負担金補助及び交付金の執行率が低かったことによるものです。

【経営企画部】

決算書の45ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費において、「人事管理費」では、昨年度に引き続き令和7年4月1日付で藤沢久美氏を市政顧問に委嘱したことから、それに係る報酬及び費用弁償に要した経費を含んでいます。市政顧問については、市の抱える課題等に関して、ミーティングを行い、助言や支援を受けました。

続いて、48ページの「ふるさと生駒応援寄附等事業」は、個人版ふるさと納税における返礼品の調達・配送やポータルサイトの運用、企業版ふるさと納税における企業とのマッチング支援等に要した経費です。

なお、46ページ、節12委託料において不用額が5069万1000円余り発生していますが、ふるさと納税の寄附受入額が当初の見込みを下回ったことに伴い、寄附額に連動する委託料で約3052万6000円の不用額が出たことが主な理由です。

続いて、49ページ下段の目4「広報広聴費」において、「広報広聴経費」については、広報いこまちや市公式ホームページを通じた市政情報・地域情報の発信、奈良テレビ放送の県下各市情報提供番組「いきいきまちだより」を通じた情報の発信、市LINE公式アカウントの運用に要した経費です。

次に、50ページの「シティプロモーション事業費」については、生駒市を持続的に発展させるため、市民と行政との協働による市民PRチーム「いこまち宣伝部」の運営やプロモーションサイト「good cycle ikoma」の運用に加え、「いこまち宣伝部」の立ち上げから10周年を記念したイベント「いこまち宣伝部ふえす」を開催し、市民と協働でまちの魅力を発信するとともに、地域への興味や関心を高め、まちの推奨意欲やまちづくりへの参画意欲の向上につながるよう努めた経費です。

続いて、51ページ下段、目6「企画費」において、「企画事務費」では、「生駒市行政改革推進委員会」において、「第6次生駒市総合計画第2期基本計画」と統合した「生駒市行政改革大綱」に係る取組状況の評価、施設使用料の見直し並びに公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の改定について、同委員会で審議を受けました。

また、大阪・関西万博の開催に際し、奈良県万博実行委員会の事業として、大学や事業者等とも連携し、万博会場において2回出展することで、生駒市の魅力発信、認知度向上を図りました。

加えて、令和6年度から継続している「道の駅」整備の可能性及び方向性を検討するための基礎調査業務を実施しました。

52ページ「将来計画策定事業費」では、「生駒市総合計画審議会」を開催し、令和6年度を開始年度とする第6次総合計画第2期基本計画の進行管理について、審議を受けました。

また、本計画において設定している指標の動向を把握し、各施策を推進していくための基礎資料として、市民実感度調査を実施しました。

次に、57ページ中段「目11防災費」において、「防災経費」では、令和7年度を「総合防災訓練の年」と位置付け、自助・共助・公助の強化と本市の課題解決を図るため、多くの機関・団体・事業者、地域住民に参加いただき、5つの主要な訓練を実施しました。

また、避難所生活の質の向上等を図るため、避難所資機材の充実・強化として、テント式パーティションや段ボールベッド等の整備と防災倉庫の設置を行いました。

なお、節17備品購入費において不用額が1554万7000円余り発生していますが、避難所資機材の購入において、入札の実施により、予算額より大幅に費用を抑えることができたことが主な理由です。

最後に、91ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境保全対策費のうち経営企画部の所管は、93ページから94ページの「公民連携推進事業費」において、公民連携による協創対話の推進、奈良先端科学技術大学院大学との連携促進などに要した経費です。

【総務部】

総務部、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員、及びデジタルイノベーション推進課に係る決算について、新規施策、大きな成果のあった施策、大きな不用額のあった施策などを中心に、主なものを説明します。

45ページから48ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、市長を始め、経営企画部、総務部、財務部など職員の人件費や、これに伴う事務的な経費が主なものです。

この中で所管するのは、45ページの「人事管理費」、「一般管理事務費」、「情報管理費」、46ページの「顧問弁護士経費」、「政治倫理審査会経費」、47ページの「職員採用経費」、「職員厚生経費」、47ページから48ページにかけての「法令遵守推進事業費」です。

主な内容としては、45ページ、「人事管理費」として、多機能型人事情報システム等、人事関連システムの活用や人事評価制度の運用等により、職員の勤務意欲の向上と公正な人事管理に努めました。また、フレックスタイム制度の導入に向けて運用方法について検討を行いました。

45ページから46ページにかけての「情報管理費」は、行政手続きのオンライン化として、条例や規則、要綱等で規定されている申請や届出等をオンライン化するための電子申請システムの利用に要した経費、地域ポイント事業として、市民との協創によるまちづくりを実現する手段として導入した地域ポイント、まちのコイン「くるり」に要した経費、窓口DXとして、開庁時間の短縮後も市民サービスレベルを維持しつつ、効率的に窓口を運用するためのオンライン来庁予約システムの導入運用に要した経費です。

また、DX人材育成方針に基づき、集合型研修の開催及びオンライン研修システムを活用し、各階層のDX人材の育成に取り組みました。

さらに、自治体システム標準化・共通化として、住民基本台帳や税、国保、介護、選挙など標準化対象である基幹20業務システムについて、標準準拠システムへの移行に必要なシステム改修及びガバメントクラウド環境の構築を行い、国の方針に基づく令和7年度中の標準化移行に要した経費、システムやネットワークの運用管理として、基幹システムを含む各種情報システムや情報ネットワークの運用管理など、安全で安定したIT環境の整備・運用に要した経費、IT環境の整備として、住記系パソコン350台のディスプレイ等の周辺機器を更新し、情報系パソコンとの共用環境を整備することで、事務環境の向上及び基幹業務の安定稼働を図ったことに要した経費です。

46ページの「顧問弁護士経費」は、顧問弁護士への相談に伴う経費及び、民事訴訟の事件処理委任に伴う報酬金で、「政治倫理審査会経費」は、生駒市政治倫理条例に基づき、資産等報告書の審査並びに政治倫理等に関する市民からの請求に基づく調査を行う「政治倫理審査会」全5回の開催に要した経費です。

続いて、47ページの「職員採用経費」においては、「総合能力試験SPI3」の実施により、民間企業志向の受験者層も多く取り込むとともに、面接を複数回行うなど、人物重視の採用を行いました。

また、官民で活躍する専門性の高い人材を確保するために社会人対象の試験を実施しました。申込者及び採用者数については記載のとおりです。

「職員厚生経費」として、職員の健康管理のため、定期健康診断を始めとする各種定期健康診断を実施しました。また、ストレスチェックの実施やこころの相談室の利用促進などのメンタルヘルス対策事業を行いました。

47ページから48ページにかけての「法令遵守推進事業費」は、要望等の記録・公表制度の円滑な運用を図るための調査、協議等を行う「法令遵守委員会」全5回の開催並びに職員向け研修に要した経費です。

続いて、48ページから49ページにかけての目2職員研修費については、多様化する行政需要に対応できる職員の育成を目指して、職務や階層に合わせた一般研修や専門研修、また専門知識の習得や幅広い視野の形成を目的とした派遣研修などの実施、資格取得や自主研究グループに対する助成金に要した経費です。研修実施状況は記載のとおりです。

続いて、49ページ、目3文書費については、文書管理、法制執務及び情報公開制度と個人情報保護制度の運用に関する経費です。

「文書管理費」は、書類送付等に要した経費や電子決裁機能を備えた「文書管理システム」の運用に要した経費です。

「法制執務経費」は、法令関連図書の購入や「例規システム」の運用等に要した経費です。

「情報公開事務費」は、「情報公開及び個人情報保護審査会」全19回の開催に要した経費等、情報公開制度の運用に要した経費です。

続いて、50ページから51ページにかけての目5財産管理費のうち所管するのは、「庁舎管理費」、「車両管理費」です。

「庁舎管理費」は、庁舎の維持管理や付帯設備の保守営繕等に係る経費に加え、市民サービスの向上と犯罪防止等を目的とした、庁舎内防犯カメラの設置や電話交換機への録音装置の導入に要した経費です。

「車両管理費」は、公用車の集中管理及び管理委託に要した経費です。

続いて、52ページの目7公平委員会費については、公平委員会委員に対する報酬等、「公平委員会」の運営に要した経費です。

続いて、55ページ、目9人権施策費については、あらゆる人権問題の解決に向けた各種行事及び啓発等に要した経費です。

「人権施策経費」では、LGBTQ等を含めた性の多様性への理解を深めるための事業として、出前授業や交流会・相談会等を、また、多文化共生事業として、市民や職員を対象に「やさしい日本語」講座やワークショップを実施しました。

また、本市の外国人住民に関わる現状等について意見交換するための座談会を開催しました。

続いて、56ページから57ページにかけての目10交通対策費において、「交通安全対策経費」では、交通事故を無くすため生駒警察署や関係機関と連携して交通安全運動を実施するとともに、交通弱者である子どもや高齢者を対象に交通安全教室を開催しました。

また、春と秋には交通安全イベントや街頭での呼びかけなどを実施し、市民参加や体験を通して交通安全を学び、意識を高める機会を提供しました。

「自転車駐車場管理費」では、生駒駅周辺に設置している7箇所の自転車駐車場について、利用者の利便性向上を図るため、24時間営業へ移行するとともに、キャッシュレス決済を導入しました。

また、市内の他の9箇所の自転車駐車場も含め、適切な管理運営を行い、施設の安全性確保及びサービス水準の維持に努めました。

「放置自転車対策事業費」、「違法駐車等防止事業費」では、自転車等放置禁止区域などに放置された自転車の撤去、保管や返還を行うとともに、生駒駅や東生駒駅周辺の違法駐車等防止重点地域を中心に交通指導員による違法駐車防止のための啓発を行いました。

「市営自動車駐車場管理費」では、生駒駅南自動車駐車場、生駒駅北地下自動車駐車場、ベルテラスいこま自動車駐車場の3施設について、指定管理者の再指定を行いました。併せて、利用者の利便性向上を図るため、駐車券発行機や精算機などの機器更新を実施し、サービスの安定性と快適性を高め、適切な管理運営

体制を確保しました。

続いて、５８ページから５９ページにかけての目１２諸費において、「非核平和都市経費」では、原爆の悲惨さと平和の尊さを次世代へ伝えるため、８月１５日の終戦記念日の時期に合わせて講演会やパネル展を実施しました。また、市内寺院に対し、平和への祈りを込めた「平和の撞鐘（どうしょう）」の協力を依頼し、平和意識の啓発に取り組みました。

「市民生活経費」では、多発する特殊詐欺等の被害防止に向け、前年度に引き続き「特殊詐欺等多発警報」を発表し、被害の拡大防止に取り組みました。併せて、特殊詐欺対策機能付電話機の購入補助を実施するとともに、生駒警察署と連携し、高齢者サロンへの訪問による注意喚起を行うなど、被害認知件数ゼロに向けて各種対策を推進しました。

「安全で住みよいまちづくり経費」では、自治会などの地域防犯活動団体に対し、防犯活動用品の貸出しを行うとともに、地域の防犯力向上・強化に取り組むために防犯カメラを設置する自治会に対しては、費用の一部を補助しました。

加えて、生駒駅周辺に防犯カメラを新たに３台設置し、地域の安全確保と防犯体制の強化を図りました。

続いて、５９ページから６０ページにかけての目１３男女共同参画費については、男女共同参画の推進に向け、各種講座やセミナーの開催を始め、女性一般相談や女性のための法律相談、男性相談に要した経費です。

「男女共同参画施策推進事業費」では、男女共同参画行動計画（第４次）に基づき、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めました。

続いて、６０ページ、項２徴税費、目１税務総務費です。

このうち所管するのは、「固定資産評価審査委員会運営費」で、「固定資産評価審査委員会」の開催等に要した経費です。

続いて、６０ページから６１ページにかけての目２賦課徴収費です。６１ページ「市民税賦課経費」の中に、行政手続きオンライン化に係る電子申請システムのオンライン決済に要した手数料を計上しています。

続いて、６２ページから６３ページにかけての項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費については、市民課窓口の委託、マイナンバーカードの交付、基幹系システムの標準化移行、戸籍法改正によるシステム改修、氏名の振り仮名の確認通知書の発送及びコンビニ交付等に要した経費で、休日窓口を実施し、マイナンバーカードの作成を促進するとともに、証明書のオンライン申請やコンビニ交付事業の推進により市民の利便性の向上を図りました。

なお、マイナンバーカードについては、令和７年度末の保有率が８６．０％となりました。

続いて、６３ページ中段、目２住居表示整備費については、住居表示に係る事務経費で、新町設定に係る審議会の開催や、住居表示台帳システムを活用し、新築物件に対する住居番号の付番や枝番号の設定などを行いました。

なお、目において５０％以上の不用額が生じているのは、住居表示台帳システ

ムの保守について、スポット対応としていますが、修繕等が発生せず、委託料の執行がゼロであったことなどによるものです。

続いて、63ページから64ページにかけての項4選挙費、目1選挙管理委員会費については、委員の報酬と事務局職員の人件費、選挙人名簿の管理、選挙の啓発等に要した経費です。

続いて、64ページから65ページにかけての目2参議院議員選挙費については、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に要した経費です。

続いて、65ページから66ページにかけての目3総選挙・国民審査費については、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙に要した経費です。

続いて、66ページから67ページにかけての項5統計調査費、目1統計総務費及び目2統計調査費です。

「国勢調査経費」は、統計法に基づき、行政の基礎となる日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、国内に住んでいる全ての人・世帯を対象に実施した、令和7年国勢調査に要した経費です。

「経済センサス経費」は、令和8年の経済センサス活動調査を円滑に実施するため、準備作業等に要した経費です。

続いて、67ページの項6監査委員費、目1監査委員費については、監査委員の報酬、事務局職員の人件費、例月出納検査、定期監査、決算審査及び住民監査請求による監査など、監査事務執行に要した経費です。

次に、76ページの款3民生費、項1社会福祉費、目7人権文化センター運営費については、人権文化センターの運営と管理に要した経費で、パソコン講座や生花教室を始め、各種講座を開催し、地域交流に努めました。

84ページの項2児童福祉費、目5児童館運営費については、小平尾南児童館の運営と管理に要した経費で、季節のイベントや、0歳児から2歳児とその保護者を対象とした「おでかけみつき」などを実施し、利用促進に努めました。

88ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費については、「予防接種事業費」の中に、行政手続きオンライン化に係る電子申請システムのオンライン決済に要した手数料を計上しています。

104ページから105ページにかけての款5産業経済費、項2商工費、目4消費生活費については、消費生活センター事務所の移転費用及び消費生活問題に係る相談業務、消費生活公開講座の開催や訪問販売お断りステッカーの配布など、市民への啓発に要した経費と、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、「消費生活審議会」の実施や「生駒市消費者安全確保地域協議会」（通称：見守りネットワーク）を活用した高齢者や障がい者、認知症の方といった消費生活上配慮を要する方達の見守りを行い、必要に応じて構成機関と連携しトラブルの解決を図りました。

続いて、105ページから106ページにかけての款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費で所管するのは「地域公共交通活性化事業費」で、光陽台線など6路線のコミュニティバスを運行し、桜ヶ丘地区においてコミュニティバスの実証運行、萩の台地区ではグリーンスローモビリティの実証運行を行いました。

また、奈良交通株式会社の富雄庄田線について、利便性向上による利用者数の増加を通じて運行の継続を図ることを目的として、利便増進実施計画を令和7年6月に策定し、10月に路線再編を実施しました。また、市内路線バスに対しては、バス運賃無料DAYやバスで発見！みんなのフォト大冒険といった利用促進策を実施しました。

最後に、137ページの款8教育費、項5社会教育費、目4人権教育推進費については、人権教育講座「山びこ」を始め、地区別懇談会、日本語教室等の人権教育の推進に関する経費です。

また、既存の日本語教室とは別に、会話に特化した少人数グループ型のサロンを新たにパイロット事業として実施しました。

【財務部】

初めに、歳入について、決算書17ページから18ページの款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分の収入済額88億5485万8000円については、個人所得が増加したことなどにより、令和6年度の収入済額から2億5328万5000円の増収となりました。また、市税全体の収入済額についても、その他の税目における収入済額が増加したことにより、179億2424万1000円となり、令和6年度に対して、3億8542万6000円の増加、予算額に対しては、3億8866万6000円の増加となりました。

次に、20ページ、款10地方特例交付金の収入済額、1億500万3000円については、定額減税事業の終了に伴い、前年度に対して、5億5684万4000円の減少となり、予算額に対しては955万6000円の減少となりました。

次に、款11地方交付税の収入済額、67億1616万3000円については、前年度に対して205万5000円の増加、うち普通交付税は1622万7000円の減少、特別交付税は1828万2000円の増加です。

なお、予算額に対しては、2533万円の増加となりました。

次に、42ページから43ページの款22市債、項1市債の収入済額、20億8610万円については、前年度に対し、6億8020万円の減少となりました。

これは、目3衛生債において、清掃センター基幹的設備改良事業の借入額が減少したことが主な理由です。

予算額に対しては、22億1430万円の減額となっていますが、これは、市債の対象事業費の一部が、次年度に繰越しになったことや対象事業費が減少したことによるものです。

次に、歳出について、45ページから48ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費について、この費目のうち財務部に係るものとして、45ページの「財政管理費」では、統一的な基準による地方公会計の整備促進について、固定資産台帳の更新と財務書類の作成を行いました。

続いて、46ページの「契約検査事務費」は、電子入札システムや土木積算システムなどの運用に要した経費で、入札の競争性、透明性、公平性などの確保と

事務の効率化、また、適正かつ正確で統一的な工事費の積算に努めました。

次に、50ページから51ページの「目5財産管理費」について、51ページの「基金管理費」では、地方財政法の規定に基づき、令和6年度一般会計決算剰余金の一部を「公共施設等総合管理基金」に積立てを行いました。

次に、60ページから61ページまでの「項2徴税費」については、税務部門の事務に要した経費で、60ページの「目1税務総務費」は、職員の人件費が主なものです。

続いて、60ページから61ページまでの「目2賦課徴収費」においては、市の財源の中樞を成す市税の、適正・公平な賦課及び徴収に要した経費で、徴収率の向上などに努めました。

その結果、収納率は、現年課税分99.43%、滞納繰越分13.31%、合計97.42%で、物価高騰の影響などもあったものの、きめ細かい納税相談を実施し、調査の結果、納税資力のある滞納者に対しては、差押えなどの滞納処分を実施しました。

次に、143ページの款10公債費、項1公債費の目1元金と目2利子では、これまでに借り入れた市債の元金及び利子の償還を行いました。

また、後年度の財政負担を軽減させるため、地方債を繰上償還しました。

最後に、「款11予備費」ですが、年度途中の予見しがたい歳出不足を補うために、用途を特定しないで、予算に計上しておくもので、令和7年度の執行はありませんでした。

【地域活力創生部】

地域活力創生部所管及び農業委員会に係る決算の主な内容について説明します。

まず、52ページから54ページにかけての款2総務費、項1総務管理費、目8市民活動費については、参画と協働によるまちづくりを推進するとともに、自治会などの地域活動の振興を図るための経費です。

まず、自治振興に係る経費として、自治会活動に対する各種の補助や、活動拠点である集会所の改修などに対する補助を行いました。

市民公益活動支援事業については、各種講座や交流会、「ららまつり」等の事業を開催し、ボランティア活動への参加促進と多様な市民公益活動が生まれ、発展継続するためのサポートを行いました。

また、地域活動応援補助事業「まちなわ」を通じて、採択した8事業の活動支援を行いました。

いこまどんどこまつりについては、令和5年度から引き続き「市役所東側駐車場」を会場として使用し、ダンスイベントなどを実施したほか、「たけまるホール」では音楽イベントなど、「コミュニティセンター」では「夏のららまつり」を開催しました。

「ベルテラスいこま」や「びっくり通り商店街」では、生駒商工会議所が主体となって、飲食ブースや子ども向けの催し物等を開催しました。また、夜には市内3カ所で納涼花火を開催しました。

次に、市民参画協働推進事業として、市民自治協議会 2 団体と、市民自治協議会の設立を目指して活動をしている 1 団体に対して補助金を交付しました。

また、「複合型コミュニティ（まちのえき）」に取り組む自治会の伴走支援を行うとともに、4 自治会の事業に対して補助金を交付したほか、「まちのえきネットワーク会議」を開催し、事例の紹介や課題の共有を図ることで、複合型コミュニティの横展開に取り組みました。

なお、負担金補助及び交付金において、1810 万円余りの不用額が生じているのは、コミュニティ助成事業において、当初、過去の実績から 4 自治会の採択を見込んでいましたが、結果として 1 自治会しか採択されなかったこと等によるものです。

次に、91 ページの款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 環境衛生費については、市内環境整備の推進や、火葬場の管理、街路灯・防犯灯の維持管理などに要した経費で、まちをきれいにする条例、歩きたばこ及び路上喫煙防止に関する条例に基づく啓発、閉鎖型喫煙所の維持管理、スズメバチ駆除費の補助、地域ねこ活動の啓発、所有者不明猫適正管理事業、防犯灯の一斉点検などを実施しました。

なお、委託料において、1910 万円余りの不用額が生じていますが、主に、街路灯の点検委託業務において、入札執行残が生じたこと等によるものです。

続いて、91 ページから 94 ページにかけての目 5 環境保全対策費のうち、地域活力創生部の所管は、環境測定調査、河川クリーンキャンペーン、自然エネルギーの取組推進、環境基本計画、環境モデル都市及び SDGs 未来都市の推進などの事業です。

まず、92 ページの「電気自動車等管理事業費」は、市内 5 箇所の急速充電器の運用に伴う電気代などの経費です。

次に「環境対策経費」は、大気、水質などの環境測定調査に要する経費です。

この費目の委託料において、2686 万円余りの不用額が生じていますが、主に、大気質測定調査、水質測定調査等の委託業務において、入札執行残が生じたこと等によるものです。

「水環境推進事業費」は、竜田川、富雄川等の河川クリーンキャンペーンなどに要した経費です。

次に、「環境基本計画推進事業費」については、脱炭素先行地域として、太陽光発電システム及び蓄電池を導入する事業への補助を行うとともに、従来から実施している太陽光発電、住宅用エネルギー管理システム、家庭用蓄電システム等への設置補助などを実施しました。

なお、負担金補助及び交付金において、4955 万円余りの不用額が生じていますが、主に、地域脱炭素移行・再エネ推進事業において、個別施設の詳細検討に入った段階で、屋上防水等の建物の状況から、太陽光発電システムを設置できる施設が大幅に減少したことによるものです。

93 ページの「SDGs 未来都市等推進事業費」は、「くらしのブンカサイ」の開催に要した経費のほか、いこま SDGs アクションネットワークの運用に伴う経費として、SDGs 推進事業補助金の交付等を行ったものです。

次に、94ページ、項2清掃費、目1清掃総務費については、職員の人件費や、大阪湾埋立処分場建設事業（大阪湾フェニックス計画）への応分の負担を行った経費等です。

94ページから96ページにかけての目2ごみ処理費は、ごみの収集運搬や処理、減量化、再資源化等の事業に要した経費で、集団資源回収実施団体への補助、もったいない食器市の実施、生ごみ自家処理容器の購入補助やごみ集積場設置整備補助などを行ったほか、生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について中間見直しを行っています。

なお、需用費において、1756万円余りの不用額が生じていますが、これは、家庭系指定ごみ袋の作成において入札執行残が生じたこと等によるものです。

次に、96ページから97ページにかけての目3ごみ処理施設費は、清掃リレーセンター及び清掃センターの管理、定期点検や維持補修を実施した経費です。

清掃リレーセンターにおいては、令和6年度に策定した施設の更新計画に基づき、中央制御・中央監視盤補修を行いました。またオープンコンテナの購入を行いました。

なお、委託料において、2568万円余りの不用額が生じていますが、これは、燃えるごみの量が予測より少なかったため、清掃センター管理費が少なくなったことが主な要因です。

次に、97ページの目4し尿処理費は、し尿の収集運搬に要した経費が主なものです。

次に、97ページから98ページにかけての目5し尿処理施設費は、エコパーク21の運転管理等に要した経費が主なものです。

続いて、98ページ、款5産業経済費、項1農業費、目1農業委員会費については、農業委員会の運営や農地利用の最適化の推進業務、遊休農地の利用状況調査などに要した、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局の人件費が主なものです。

続いて、99ページの目2農業総務費は、農業部門の職員の人件費が主なものです。

次に、99ページから100ページにかけての目3農業振興費は、青空市場や農業祭の開催のほか、新規就農者の育成・支援、遊休農地活用事業、半農半X支援事業、市民農園の管理運営、有害鳥獣の被害防止対策などに要した経費です。

次に、100ページから101ページにかけての目4森林対策事業費は、森林環境譲与税を活用した、「森林整備に係る取組方針」に基づく事業支援業務や、森林環境整備促進基金への積立てに要した経費です。

次に、101ページの目5農地費は、特定農業用ため池14箇所の劣化状況評価業務、17箇所の豪雨耐性評価業務のほか、ため池、農業用道路、水路等の農業基盤の整備に対しての助成等や、豪雨災害に対しての復旧補助金の交付に要した経費などです。

続いて、101ページから103ページにかけての項2商工費、目1商工振興費は、市内中小企業者の支援や商工業の活性化などを図るための経費です。

まず、商工業振興事業費としては、中小企業融資制度に基づく事業者への助成や、市内における創業者・既存事業者支援を行う「IKOMA LOCAL BUSINESS HUB」を実施したほか、おおむね創業10年未満の方を対象とした「創業者フォローアップ事業」や、市内中小企業等を対象とした「人材確保等総合支援事業」を新たに開始しました。

企業誘致施策事業費としては、企業立地補助金の交付などを行うとともに、テレワーク・インキュベーション事業費としては、アコールいこまもやい館の運営管理を実施するとともに、セイセイビル1階に「IKOMA-DO元町」を2号店として新たに開設しました。

なお、工事請負費における、1002万円余りの不用額については、主に、アコールいこまもやい館の屋上防水改修工事等において、入札執行残が生じたことによるものです。

また、負担金補助及び交付金において、2864万円余りの不用額については、主に、企業立地促進補助金における対象事業の申請額が当初見込みより少なかったことなどによるものです。

次に、103ページの日2観光費は、観光関連施設の維持管理のほか、観光案内所「IKOBA」での観光案内業務、宿泊施設の誘致及び既存宿泊事業者への支援、高山地域の資源を活用した行事に取り組みました。

また、大阪・関西万博の「LOCAL JAPAN展」において、他自治体と共同で、高山茶釜を始めとする日本茶文化をPRしました。

次に、103ページから104ページにかけての日3高山竹林園費は、高山竹林園の維持管理及び地場産業の振興を図るための経費で、指定管理料や高山竹あかり等の行事に要した経費です。

最後に、143ページの款9災害復旧費、項2農林業施設災害復旧費、日1耕地災害復旧費は、令和6年11月に発生した農地災害について、復旧工事に要した経費です。

【福祉部】

67ページから69ページにかけての款3民生費、項1社会福祉費、日1社会福祉総務費については、社会福祉協議会への助成や民生委員・児童委員活動費の交付のほか、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業を始めとした各支援事業や住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金及び定額減税補足給付金、いわゆる調整給付金などの各種給付金事業や重層的支援体制整備事業、孤独孤立対策事業、ひきこもり支援推進事業に要した経費となります。

なお、節18負担金補助及び交付金において、8900万円余りの不用額が生じているのは、主に住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金について、給付件数が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、69ページの日2国民年金費については、国民年金の適用や給付等に係る国民年金業務に要した経費となります。

次に、70ページから72ページにかけての日3障がい者福祉費について、こ

の費目では、「障害者総合支援法」に基づく介護給付や訓練等給付、また、補装具の支給や地域生活支援事業の実施、そのほか、障がい者手当等の給付や障がい者に対する交通費等助成、障がい者就労支援事業の実施、物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業者に対し、市民への安定的なサービス確保と事業継続や提供体制の継続を支援するための経費の助成を行うなど、障がい児・者の日常生活の安定、社会参加の促進を図るために要した経費となります。

なお、節１９扶助費において、４６７０万円余りの不用額が生じているのは、主に、障害福祉サービス費や地域生活支援事業費などの給付費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、７２ページから７４ページにかけての目４老人福祉費については、高齢者の社会参加促進や生きがい対策事業として、老人クラブ（現シニアクラブ）やシルバー人材センターへの補助、高齢者交通費等助成、やすらぎの杜優楽の非常用発電設備更新工事、バルコニー防水工事、ナースコール更新業務などに要した経費となります。

また、養護老人ホームへの保護措置や緊急通報システムなどの高齢者への生活支援事業に要した経費となります。

なお、節１９扶助費で、１６３０万円余りの不用額が生じているのは、主に、老人ホーム保護措置事業費において、入所者数が当初見込みよりも少なかったことによるものです。

また、昨年度まで介護保険特別会計で計上していた、地域包括支援センター運営事業や生活支援体制整備事業等を重層的支援体制整備事業として、一般会計での支出に移行したため約２億円程度執行額が増額しています。

次に、７５ページから７６ページにかけての目６介護保険費については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備に係る経費の一部を助成する経費、介護未経験者が介護職や家族介護に携わるための一助として、基本的な介護知識や技術を習得する「介護に関する入門的研修」の開催経費、物価高騰の影響を受けている介護事業所に対し、市民への安定的なサービス確保と事業継続や提供体制の継続を支援するための経費、及び介護給付費の市負担分及び職員給与費等を介護保険特別会計へ繰出したもの等となります。

節１８負担金で約２２００万円程度の不用額が生じている主なものは、介護保険施設整備事業で、当初想定していた補助金の執行がなかったことによるものです。

また、節２７繰出金で約５３００万円の不用額が生じているのは、介護保険における給付費が当初見込みを下回ったこと等により、介護保険特別会計への繰出金が少なかったことによるものです。

次に、７６ページから７７ページにかけての目８福祉センター費については、指定管理者である生駒市社会福祉協議会への管理運営委託により、障がい者の自立と社会参加の促進に向け、主に、創作活動を主体とした各種教室の開催や、非常放送設備の老朽化による設備の取替工事等に要した経費となります。

次に、８５ページから８６ページの目２扶助費については、生活保護法に基づ

き、被保護世帯の最低限度の生活を保障するため、生活扶助、住宅扶助や医療扶助などにより、自立の助長に努めた経費となります。

また、被保護世帯の熱中症対策として、エアコン給付に要した経費となります。

86ページの項4災害救助費、目1災害救助費において、53万3546円の不用額が生じていますが、これは、災害見舞金の交付がなかったためです。

【子育て健康部】

67ページから69ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、68ページの「福祉医療システム管理費」については、福祉医療費助成に係るシステムの使用料です。

次に、70ページから72ページの目3障がい者福祉費のうち、「心身障がい者医療費助成事業費」については、1歳以上75歳未満で重度の心身障がい者に対し、医療費の助成を行った経費です。

次に、72ページから74ページの目4老人福祉費のうち、「老人医療費助成事業費」については、後期高齢者医療保険に加入する重度の心身障がい者に対し、医療費の助成を行った経費です。

次に、74ページから75ページの目5後期高齢者医療費については、後期高齢者に対する健康診査の経費、及び療養給付費の市負担金、後期高齢者医療特別会計に対する繰出しに要した経費です。

次に、77ページから80ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、77ページ中段の「子ども医療費助成事業費」、「こどもサポート事業費」、78ページの「地域子育て支援拠点事業費（重層）」、「未熟児養育医療事業費」、79ページの「こども政策経費」、「子育て世帯支援事業費（重層）」が子育て健康部の所管です。

なお、「地域子育て支援拠点事業費（重層）」は、令和6年度までの「みっきランド運営費」と「はばたきみっき運営費」の内容を、「子育て世帯支援事業費（重層）」は、令和6年度までの「子育て支援総合センター事業費」の内容をそれぞれ移行したものです。

次に、83ページから84ページの目4母子父子福祉費のうち、「ひとり親家庭等医療費助成事業費」については、ひとり親家庭等に対して、医療費の一部を助成する事業に要した経費です。

次に、86ページの項5国民健康保険費、目1国民健康保険費については、国民健康保険税の軽減による減収分等に係る市の負担分、事務費、出産育児一時金の補填等を国民健康保険特別会計へ繰出ししたものです。

なお、1億3735万円余りの不用額が生じているのは、主に保険税軽減対象者数や、出産一時金が見込みを下回ったこと、事務費が少なく済んだことなどによるものです。

次に、87ページから88ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費については、職員の人件費や母子保健法に基づく妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査、一般不妊治療費助成事業や産後ケア事業等の実施に要した経費で

す。

令和7年度からは、法改正により「出産・子育て応援交付金事業」における出産・子育て応援給付金が、「妊婦のための支援給付」における妊婦支援給付金へと新たな制度に変わりました。

また、産後ケア事業において、アウトリーチ（居宅訪問型）を開始し、サービスの充実を図るなど、全ての妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができる環境整備に努めました。

また、88ページの「病院事業費」については、令和7年6月に生駒市立病院の開院10周年記念式典を開催したほか、地方公営企業法及び総務省からの繰出金通知に基づき、病院事業会計への負担金を繰り出すとともに、市立病院の院内保育所の運営に要する経費及び物価高騰対策としての光熱費及び食材料費の支援に要する費用を補助金として繰り出しました。

また、「市民のいのちを守る医療基金積立金」については、基金利子を積み立てました。

次に、88ページから90ページの日2予防費については、休日夜間応急診療事業や乳幼児、高齢者等への予防接種事業に要した経費、また、健康づくり推進事業として、第3期食育推進計画に基づく小学生メニューコンテスト等に要した経費や歩こう会等のウォーキング推進事業、健康増進法による健康診査やがん検診などの各種保健事業の実施に要した経費です。

なお、節12委託料で1億5123万円余りの不用額が生じているのは、主に、令和6年度から定期接種化した新型コロナワクチン接種事業において、当初見込みより接種者数が少なかったことによるものです。

最後に、90ページの日3健康センター管理費については、セラビーいこまの維持管理及び照明のLED化改修工事等に要した経費です。

【建設部】

款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境保全対策費のうち、93ページの浄化槽設置補助事業は、生活排水による河川の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置者に対し、39基の設置補助を行ったものです。

申請件数が当初見込みより減少したことにより、「節18負担金補助及び交付金」の不用額4960万円余りのうち、約1210万円の不用額が生じています。

次に、105ページ款6土木費、項1土木管理費、目1土木総務費については、職員の人件費、事務的経費に要した費用です。

バリアフリー整備事業では、誰もが安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進するため、「基本構想推進協議会」を1回開催しております。また、鉄道事業者に対し鉄道駅や駅周辺施設のバリアフリー化に要する事業費の補助を行いました。

また、106ページの「節18負担金補助及び交付金」において、約3490万円の不用額が生じているのは、事業者の補助申請額が当初の見込みより減少したことが主な理由です。

次に、１０８ページの項２道路橋梁及び河川費、目１道路橋梁総務費については、職員の人件費及び道路の管理、地籍調査等に要した費用です。

事業については、道路台帳の整備を行うとともに、地籍調査事業として、東生駒３丁目の一部地区の０．０７平方キロメートルにおいて現地立会及び一筆地測量等を行うとともに、令和６年度に実施した、東生駒１丁目・２丁目・３丁目の各一部地区の０．２２平方キロメートルにおいて調査成果の閲覧を実施しています。

節１２委託費で、約２８５０万円の不用額が生じているのは、地籍調査事業において国の負担金の内示率が低下したことを受け、調査範囲を見直したことにより、事業費が減少したことが主な理由です。

次に、１０９ページの目２道路橋梁維持費については、市道における安全・円滑な通行を確保するため、交通安全施設の設置及び点検、老朽化した道路の維持補修、橋梁の予防保全や耐震化、生活道路等の安全対策に要した費用です。

事業としては、市内道路反射鏡等の清掃点検と道路反射鏡の新設及び補修が２２基と主な区画線等設置工事として、小明台１号線他路面標示復旧工事を実施、また、市内道路の主な維持補修工事として、緑ヶ丘西菜畑線支線４号ほか舗装補修工事、舗装単価契約による緊急を要する舗装補修が３４箇所、及び道路維持補修工事を８５件実施しています。

続いて、１１０ページの橋梁予防保全事業については、第２阪奈１号橋（第１、２径間一般部）予防保全補修工事及び中菜畑歩道橋補修工事を実施しています。また、道路法に基づく橋梁定期点検として、市が管理する道路橋７６件について点検業務を実施しました。

続いて、橋梁耐震化事業については、北山橋耐震補強工事及び郡山坂橋耐震補強詳細設計業務を実施しています。

また、生活道路安全対策事業については、主な工事として、通学路の安全対策では、鹿畑清水線他通学路安全対策工事と、幹線道路の交差点安全対策として、菜畑壱分線他交差点安全対策工事、また、歩行者空間の整備として、元町菜畑線歩行者空間整備工事を実施しています。

次に、１１０ページの目３道路橋梁新設改良費については、職員の人件費及その他道路の新設改良事業に要した費用です。

まず、道路新設改良事業については、谷田小明線道路事業における生駒市土地開発公社からの買戻しとして、１件の土地売買契約を締結しています。

次に、地元からの道路拡幅等の要望に基づき、主な費用として小平尾西谷線道路拡幅工事に伴う測量設計業務等の委託業務を実施しています。

また、防草シートの設置や道路の拡幅など、主に２件の道路改良工事を実施しています。

そのほか、松ヶ丘通り線の道路用地法面の安全確保の検討や国道１６３号周辺の道路整備に向けた設計、近鉄南生駒駅周辺のバリアフリー化に向けたエレベーター付き鉄道横断跨線橋の設計を実施しています。

節１２委託料で、約１２４０万円の不用額が生じているのは、大門鬼取線交差

部拡張工事に伴う測量設計業務等において、地権者との協議がまとまらず、事業未実施としたことが主な理由です。

次に、111ページの目4河川費については、市の管理する河川、水路や道路排水施設等の維持管理や整備に要した費用です。

事業としては、河川、水路や調整池等の清掃、しゅんせつ、及び排水ポンプの保守点検を実施するとともに、改修事業では、市内の水路や側溝改修に要した主な費用として、東旭ヶ丘線支線4号側溝補修工事ほか5件の工事及び河川・水路清掃業務委託を実施しています。

次に、113ページの項3都市計画費、目2公園整備費については、職員の人件費のほか、公園や街路樹における計画的なせん定・除草等の維持管理経費を始め、緑地等における倒木による市民等への被害を未然に防ぐための計画的な整備、生駒山麓公園及びふれあいセンターの管理運営費、公園施設長寿命化事業、公園等整備・改修に要した費用です。

公園・緑地等や街路樹の維持管理としては、市が管理する388箇所の公園・緑地等、134路線の街路樹のせん定・除草等の業務、また、緑地等の保全整備としては、2箇所の公園・緑地の間伐等を中心とした適切な整備を行っています。

続いて、生駒山麓公園及びふれあいセンターについては、年間利用者数は、指定管理者の創意工夫による各種イベントの充実や新規アスレチックの新設などにより、令和6年度より約1万2000人増加し、21万7416人となりました。

また、時勢のニーズにあった公園づくりや持続可能な公園管理運営手法について検討し、「生駒山麓公園の再整備基本構想」を策定しました。

引き続き、公園施設長寿命化事業では、市内2公園で2基の公園遊具の更新、公園等整備・改修では、1公園で通路の改修、1公園で柵の設置工事を実施しています。

なお、節12委託料で約5120万円の不用額が生じているのは、公園・街路樹維持管理及び緑地等の保全整備に係る委託料の入札差金が生じたことや、事業の見直しにより、事業費が減少したことが主な理由です。

次に、114ページの目3緑化推進費は、職員の人件費のほか、緑の基本計画改定に係る委託料や運営経費、花壇の整備などの活動支援に係る経費、花のまちづくりセンターの管理運営経費、緑化意識を高めるコンテスト、花や緑に関する講座としてのガーデニング講座の開催に要した費用です。

緑の基本計画改定については、市民・実践者への意見聴取や本計画の改定懇話会で意見を頂きつつ検討を重ね、計画を策定しました。

また、ガーデニング講座では、初級編・中級編の連続講座を実施し、それぞれ20人の参加者が受講されました。

次に、117ページ、款6土木費、項5下水道費、目1下水道費については、下水道事業の執行に伴い、特定財源の不足する額を、一般会計から下水道事業会計へ補助を行ったものです。

なお、不用額約6490万円については、下水道使用料の増加に加え、人件費が減少したことなどによるものです。

最後に、１４３ページの款９災害復旧費、項１土木災害復旧費、目１道路河川等災害復旧費です。

本費目は、豪雨や台風等の影響により道路等で発生した災害現場の復旧に要した費用です。

３６５万円の不用額が生じているのは、令和７年度は災害が発生しなかったことによるものです。

【都市整備部】

４５ページから４８ページの款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費です。

この費目のうち、４６ページの「節１２委託料」において、生駒市公共施設等総合管理計画等の改定に伴い、公共施設の劣化状況を計画に反映させるための調査の実施に要した経費、また、セイセイビル内での公共施設の適正配置に伴う改修工事に係る設計に要した経費です。

４７ページの「節１３使用料及び賃借料」では、公共施設の基本情報、経費情報、改修履歴などを一元管理する公共施設マネジメントシステムの使用に要した経費、また、「節１４工事請負費」は、セイセイビル内での公共施設の適正配置に伴う工事に要した経費です。

次に、１０５ページの款６土木費、項１土木管理費、目１土木総務費のうち、「建築管理事務費」では、市が管理する建築物について、建築基準法の規定に基づく定期点検業務の実施に要した経費となります。

続いて、１０６ページから１０８ページにかけての「目２建築指導費」は、関係職員の人件費のほか、「建築審査経費」では、特定行政庁として建築基準法に基づく建築確認事務のほか、「耐震改修」や「既存住宅の解体工事」などの補助に要した経費、「空き家対策事業費」では、市全域の空き家調査の実施や「いこま空き家流通促進プラットフォームの運営支援」、「空き家の所有者と活用希望者のマッチング支援」、また、分譲マンションの適正な管理の推進やニュータウン再生のモデル地区における重点的な空き家の流通促進、住み開きの推進に要した経費が主なものです。

「節１８負担金補助及び交付金」で７５３万円余りの不用額が生じた主な理由は、耐震に関する補助金の申請件数が、当初の予定より少なかったことによるものです。

次に、１０９ページから１１０ページにかけての「項２道路橋梁及び河川費」、「目２道路橋梁維持費」のうち、「再開発関連道路維持管理費」では、グリーンヒルいこま内及びアントレいこま１の市民が利用する通路等の維持管理費に対する一部負担金を支出しています。

次に、１１２ページから１１３ページにかけての「項３都市計画費」、「目１都市計画総務費」では、関係職員の人件費のほか、「都市計画事務費」では、都市計画審議会の運営経費を始め、都市計画法や景観法などに基づく、各種届出等の事務に要した経費、「まちづくり推進事業費」の一つ目、学研北生駒駅中心地区のま

ちづくりでは、都市計画決定や地区界測量の実施などに要した経費、二つ目の「立地適正化計画策定事業」については、立地適正化計画策定検討部会の開催や計画策定に要した経費、三つ目の「生駒駅周辺都市再生事業」については、生駒駅周辺の公共空間整備に向けた、生駒駅中央改札前やイコマサウスモール前の県道に滞留空間を設置する社会実験の実施に加え、案内サインの設置、交通量調査に要した経費が主なものです。

113ページの「景観推進事業費」では、「生駒駅南口参道周辺の景観づくり」として、生駒駅南口参道周辺地区の街なみ環境整備事業計画の策定などに要した経費となります。

次に、115ページから116ページにかけての「目4北部地域整備促進事業費」は、主に学研高山地区第2工区の事業推進に要した経費で、施策の成果としては、学研高山地区第2工区のうち、先行個別地区として設定した学研高山地区南エリアにおいて、事業計画案の作成や業務代行予定者の選定に向けた取組を進めたほか、次期個別地区の「学研高山地区ゲートエリア」においては、基本計画図案の作成や、準備組合設立に向けた地権者の合意形成に係る取組を進めました。また、学研高山地区及び周辺地域の価値向上に向けた取組として、奈良先端科学技術大学院大学と連携し、地域関係者と意見交換を重ね、4つの拠点構想案を作成するなど、基盤整備に向けた事業推進だけでなく、基盤整備後の土地利用を見据えた取組も進めました。

最後に、116ページから117ページにかけての「項4住宅費」、「目1住宅事業費」は、関係職員の人件費のほか、市営住宅及び再開発住宅の維持管理等に要した経費です。なお、長寿命化計画に基づき、小平尾桜ヶ丘住宅の換気設備の設置工事を実施しました。

【消防本部】

117ページから119ページにかけての款7消防費、項1消防費、目1常備消防費については、消防職員の人件費・研修費・庁舎や車両の維持管理費など、消防全般の運営に要した経費です。

施策の成果等について、主な内容としては、まず、救急救命士の病院実習など、専門研修へ参加するとともに、指導救命士による救急車同乗研修や教養動画のWEB配信、署内での実技研修を実施しました。

また、応急手当の普及啓発として、ホームページ等を活用して、市民に応急手当の必要性を訴えけるとともに、AEDの取扱いを含む心肺蘇生法の講習会を開催しました。

火災予防としては、広報紙やX等を活用し、住宅用火災警報器の設置・取替えの促進を図り、火災予防運動では一人暮らし高齢者宅への防火調査を行い、防火意識の啓発に努めるとともに、事業所等への立入検査を実施し、是正指導を行いました。

訓練関係では、緊急消防援助隊の近畿ブロック合同訓練を奈良県で開催するとともに、奈良県大隊の各種中隊合同訓練へ参加しました。また、府県の隣接する

消防本部との合同訓練を行い、関係機関等との更なる連携体制の強化を図りました。

令和６年度に配備し、運用を開始しました「災害対応ドローン」について、現地から映像を伝送できるようなシステムを構築しました。

この費目は、消防職員の職員給与費、節２消防職員の給料、節３職員手当、節４共済費の合計が、費目全体の約８８％を占め、ほとんどが人件費となっています。

次に、１１９ページから１２０ページにかけての目２非常備消防費については、消防団の運営に要した経費で、消防団員が地域に密着した消防機関として、災害出動や警備・警戒活動、自主訓練を含む各種訓練の実施など、多岐にわたる活動によるものです。

また、春・秋の火災予防運動時には、消防団車両による広報活動や女性広報指導分団の一人暮らし高齢者宅への防火調査を実施しました。

次に、１２０ページからの目３消防施設費については、消防水利の維持管理に要する消火栓等の整備や消防施設の改修、消防緊急車両及び資機材等の更新に要する経費となります。

消防施設整備事業費の施策の成果等としては、まず、不良となった消火栓や水道管の敷設替えに伴う消火栓の改修及び補修を実施し、負担金として支出しました。

次に、庁舎の維持管理に係る整備については、消防署庁舎の訓練棟に付属する倉庫の解体設計及び南分署の空調設備の更新に係る設計業務を行いました。

また、緊急車両の更新事業としては、消防署配備の消防ポンプ車・火災原因調査車、消防団配備の小型動力ポンプ付積載車の計３車両を更新として、令和７年度から令和８年度に繰越明許を設定し、２カ年度の整備としています。

最後に、奈良市と共同運用している消防指令センターの通信指令システム更新整備事業及び奈良県防災行政通信ネットワーク衛星回線等の再整備に係る工事のための負担金をこの費目において支出しています。

【教育部】

７７ページから８０ページの款３民生費、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費については、児童手当等の支給のほか、私立保育所等保育に対する処遇改善補助、私立保育所等の健全な運営に対する支援に要した経費、また、国の物価高対応策として子育て応援手当の支給、(仮称) 壱分こども園の整備に対する就学前教育・保育施設整備交付金です。

なお、７８ページの節１８負担金補助及び交付金で１億１３３０万円余りの不用額が出ているのは、保育士処遇改善に係る補助や私立保育所運営費補助金等において当初見込みより利用者や対象園が少なかったことなどによるものです。

また、７９ページの節１９扶助費の不用額のうち、児童手当の支給において、当初の見込みよりも受給対象者が少なかったことなどにより、約１億３７６０万円の不用額が生じています。

続いて、８０ページから８１ページの子目２児童保育費は、私立保育所２７園で１８５５人、及び生駒市外へ委託している保育所等で１９人、合計１８７４人に対する施設型給付費です。

なお、節１８負担金補助及び交付金で５６６７万円余りの不用額が生じているのは、施設型給付費等で、園児数が想定より下回ったことによるものです。

続いて、８１ページから８３ページの子目３保育所費については、公立保育所４園、６４３人の施設運営に係る管理運営費及び小平尾保育園のエアコン入替工事を始めとした設備の維持補修や工事等に要した経費です。

続いて、８３ページから８４ページの子目４母子父子福祉費は、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、４４１世帯に対する児童扶養手当の支給などに要した経費です。

なお、８３ページの節１９扶助費の不用額のうち、児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭への経済的自立支援に係る給付について、当初見込みよりも受給対象者が少なかったことなどから、約２５４０万円の不用額が生じています。

続いて、８４ページの子目６学童保育費は、留守家庭児童の放課後における健全育成を図るため、放課後児童育成クラブ２７カ所や、民間の放課後児童クラブ７カ所に対する運営費補助、低所得の学童保育保護者に対する保育料助成に要した経費です。

なお、節１８負担金補助及び交付金で４３１６万円余りの不用額が生じているのは、民間学童保育所への助成について、当初予定より減額になったことなどによるものです。

次に、１２１ページから１２３ページの款８教育費、項１教育総務費、目１教育委員会費は、教育委員や事務局職員、学校司書、外国語活動を支援する地域人材や外国語指導助手等の配置に必要な人件費を始め、教師の負担軽減を図るためスクール・サポート・スタッフの配置や、自校式通級指導教室の実施、また、新規事業としてＧＩＧＡスクール構想第２期に基づく奈良県下共同調達により、１人１台端末をｉＰａｄに更新したことなどに要した経費です。

続いて、１２３ページから１２４ページの子目２心の教育活動事業費は、いじめや不登校等の諸問題に対応するためのスクールカウンセラーなどの配置、教育支援施設の管理・運営等に要した経費、放課後子ども教室推進事業に係る経費、及び市内小中学校１０校で開設されている校内サポートルーム事業に係る経費、また、新規事業として、学びの多様化学校の整備に向けた設計業務に要した経費です。

続いて、１２４ページの子目３生駒南小学校・中学校整備事業費は、生駒南小学校・中学校の整備に係る基本設計・実施設計業務委託に要した経費です。

次に、１２４ページから１２５ページの項２小学校費、目１学校管理費は、小学校１２校の管理・運営に要した経費で、主なものとしては、小学校１年生を対象とした市独自の少人数学級編制や地域社会との連携を図り、開かれた学校づくりを進める「学校創造推進事業」の実施、小学校高学年教科担当制推進事業、奈良県が設置したＧＩＧＡスクール運営支援センターを活用するための整備負担金

に要した経費、また、新規事業として、小学校に設置している教室エアコン室内機の分解洗浄業務に要した経費です。

続いて、126ページの目2教育振興費は、小学校で使用する教材や備品の購入、及び経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対する、新入学学用品費、給食費、医療費等の就学援助に要した経費等です。

次に、目3小学校施設整備費は、小学校屋内運動場空調設備事業に要した経費です。

なお、節14工事請負費で3億4240万円余りの不用額が生じているのは、入札差額によるものです。

続いて、126ページから127ページの項3中学校費、目1学校管理費は、中学校8校の管理・運営に要した経費で、主なものとしては、小学校と同様に地域社会との連携を図り、開かれた学校づくりを進める「学校創造推進事業」の実施、奈良県が設置したGIGAスクール運営支援センターを活用するための負担金に要した経費、また、新規事業として、中学校に設置している教室エアコン室内機の分解洗浄業務に要した経費です。

続いて、127ページから128ページの目2教育振興費は、中学校で使用する教材や備品の購入のほか、経済的理由により就学が困難な生徒の保護者に対する、新入学学用品費、給食費、医療費等の就学援助に要した経費等です。

続いて、128ページから129ページの目3中学校施設整備費は、中学校屋内運動場空調設備事業及び上中学校校舎長寿命化改修に係る実施設計に要した経費です。

なお、節14工事請負費で2億6528万円余りの不用額が生じているのは、上中学校校舎長寿命化改修工事について、国交付金の内定が想定よりも大幅に遅れたことにより、予定事業がほぼ実施できなかったことによるものなどです。

続いて、129ページから131ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費は、幼稚園の適正な運営と幼児教育の充実を図るため、公立幼稚園8園の管理運営費や、保育室エアコン洗浄等の設備の維持管理に要した経費、私立幼稚園の保育料負担金に係る経費が主なものです。

なお、130ページの節18負担金補助及び交付金で6376万円余りの不用額が生じているのは、私立幼稚園保育料に係る負担金の給付について、給付対象人数が当初見込みより下回ったことなどによるものです。

続いて、131ページの目2幼稚園施設整備費は、壱分幼稚園のこども園化に向け、壱分幼稚園園舎解体工事や敷地整備に係る調査や工事のほか、整備工事期間中に壱分幼稚園がなばた幼稚園において運営を行うに際し必要となったエアコン増設工事等を実施したものです。

なお、節14工事請負費において、8124万円余りの不用額が生じているのは、壱分幼稚園園舎解体工事において、工事内容の精査や入札による請負差額により当初見込みよりも請負額が低くなったことによるものです。

次に、137ページの項5社会教育費、目4人権教育推進費のうち、教育部所管分は、教職員の人権教育に係る経費で、事務用の消耗品費及び冊子の印刷製本

費、研究大会等への参加費です。

次に、140ページから141ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費のうち、教育部所管分は、学校保健経費で、児童・生徒・幼稚園児並びに教職員の健康診断などに要した経費です。

続いて、141ページから142ページの日2学校給食センター運営費は、学校給食センターの運営、施設・設備の維持管理及びPFI事業による生駒北学校給食センターの運営に要した経費です。

最後に、143ページの日3学校給食材料費は、給食の材料に係る経費で、食材の安全性に配慮し新鮮でかつ栄養豊富な材料を選定し、安心・安全でおいしい学校給食の実施に要した経費です。

【生涯学習部】

131ページから132ページ、款8教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費は、社会教育、生涯学習の推進等に要した経費です。

主な事業としては、社会教育委員会議の運営や、生涯学習推進体制を整備するための関係団体への支援のほか、「i s c h o o l」において、働き盛り世代や子育て世代を対象とした多様な講座等の実施とともに、市民が1日限りの先生となり、市民へ学びを提供し合う「IKOMAサマーセミナー」の開催、高齢者を対象とした学びの場「いこま寿大学」の運営を行いました。

次に、132ページから133ページ、目2社会教育施設費は、生涯学習施設及び体育施設の整備や指定管理者による管理運営に要した経費です。

主な整備事業は、北コミュニティセンターISTAはばたき空調設備更新工事Ⅱ期工事、図書会館1・2階照明器具LED化工事、生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画策定業務、井出山体育施設テニスコート修繕工事です。

なお、節12委託料において、2228万円余りの不用額が生じているのは、生涯学習施設6施設の光熱水費において、電気・ガスの使用量が予想を下回ったこと、芸術会館美楽来鉛蓄電池更新による入札執行残が生じたことが主な理由です。

また、節14工事請負費において、1713万円余りの不用額が生じているのは、北コミュニティセンターISTAはばたき空調設備更新工事Ⅱ期工事、井出山体育施設テニスコート修繕工事に伴う入札執行残が生じたことが主な理由です。

次に、134ページから137ページ、目3図書館費は、図書館5館の運営及び市史編さんに係る経費です。

主な事業は、図書館リニューアル事業として、令和6年度に行った実施設計に基づき、図書館がまちづくりの拠点となるよう、内装工事を行うとともに、備品等を購入しました。

市史編さん事業においては、令和3年度からの調査や研究の成果として、『生駒市史 第1巻 古代・中世・自然地理』の発刊に至りました。

併せて、収集した資料のうち、重要なものを所収する史料集2冊を発刊しました。

このほか、市民が当市の歴史に親しむ機会として講演会を開催したほか、ニューズレターを通して、情報発信にも努めました。

次に、１３７ページから１３８ページ、目５青少年健全育成費は、二十歳のつどいの開催と、青少年健全育成活動事業等に要した経費です。

次に、１３９ページ、目６文化振興費は、市民文化祭を始め、市民の創作・文化活動の発表に向けた事業の開催、及び市内の文化芸術振興団体への支援を行いました。

また、吹奏楽イベントや「市民みんなで創る音楽祭」を開催する等、市民との協創により、多くの方々へ音楽に親しんでいただける機会を提供するとともに地域の音楽文化の活性化を図りました。

続いて、１３９ページから１４０ページ、目７文化財保護費は、生駒の歴史・文化の普及、文化財の調査や指定無形民俗文化財の後継者育成・保護に関する経費と、「生駒ふるさとミュージアム」の維持管理に係る経費です。

最後に、１４０ページから１４１ページ、項６保健体育費、目１保健体育総務費は、スポーツ推進審議会の運営や、スポーツ推進委員の活動及び市民を対象としたスポーツ振興に係る経費です。

主な事業としては、学校部活動の地域移行を見据えた新たな地域クラブ活動の推進、障がい者のスポーツ活動支援事業や、「IKOMAマラソンチャンピオンシップ」、「いこまスポーツの日」等の開催です。

議案第７５号 令和７年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

【決算書に基づき説明】

【都市整備部】

(１４７ページから１４９ページ)

この特別会計は、開発行為等について、指導要綱に基づき事業者から頂いた協力金及びその運用益を公共施設整備基金に積み立てるものです。

まず、歳入ですが、「款１財産収入」は、基金の運用利子が、２７６万６７５１円、「款２寄附金」は、公共施設整備寄附金として１２９１万８０００円、歳入総額は、１５６８万４７５１円となっています。

この歳入総額を、歳出において公共施設整備基金に積み立てたものです。

議案第７６号 令和７年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

【決算書に基づき説明】

【福祉部】

(１５１ページから１６６ページ)

１５１ページ、歳入について、款１保険料は、６５歳以上の「第１号被保険者」から徴収した保険料となっています。

同じく、１５１ページから１５２ページにかけての款３国庫支出金、１５２ページから１５３ページの款４支払基金交付金、１５３ページの款５県支出金につ

いては、それぞれ法定による負担割に応じた歳入となっています。

次に、１５３ページから１５５ページにかけての款７繰入金については、介護給付費や地域支援事業、職員給与費事務費等の一般会計からの繰入金、介護給付費負担金、地域支援事業費補助金の前年度概算交付分の返還のための介護給付費準備基金からの繰入金、及び歳入不足を補填するための介護給付費準備基金からの繰入金となっています。

歳入合計は、１５５ページに示しているとおり、１０５億２８５４万８５３１円となっています。

次に、１５６ページ、歳出について、款１総務費、項１総務管理費については、職員の人件費及び事務経費等に要した経費です。

１５７ページの項３介護認定審査会費については、要支援・要介護認定に関する調査や審査等に要する経費です。

次に、１５８ページから１５９ページにかけての款２保険給付費については、介護サービス受給者に対する保険給付等で、９７億３５２０万５９９４円と前年度と比べ、約３億８８９７万円、約４．１６％の増加となっています。

また、１億５７５８万円余りの不要額が生じているのは、介護サービス等給付費のサービス利用が見込みより少なかったことなどによるものです。

次に、１５９ページから１６３ページにかけての款３地域支援事業費については、被保険者が要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合でも、できるだけ地域で自立した日常生活を送れるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の展開と、それらの活動を地域全体でサポートする環境の整備に要した経費となります。

具体的には、脳の若返り教室や体操教室等の介護予防事業、７５歳以上の高齢者への基本チェックリストの送付による生活機能の把握事業、生駒市医療介護連携ネットワーク協議会の協議に要した経費、在宅医療・介護連携推進事業として、医療・介護関係者向けの相談窓口の運営、認知症対策としての認知症地域支援推進員の配置・活動に要した経費となります。

なお、地域支援事業費については、２億２９４２万４５９円で前年度に比べ、約１億８１７１万円減少しているのは、地域包括支援センター運営事業や生活支援体制整備事業等を重層的支援体制整備事業として一般会計での支出に移行したことによるものです。

次に、１６３ページの款４保健福祉事業費については、家族介護支援事業費として、市民税非課税世帯への紙おむつの支給に要した経費となります。

次に、１６３ページの款５基金積立金については、準備基金の運用利子や過年度の追加交付分を基金に積み立てたものとなります。

次に、１６３ページから１６４ページにかけての款６諸支出金、項２繰出金については、重層的支援体制整備事業の本事業の実施に伴い、地域包括支援センター運営事業、生活支援体制整備事業等については、一般会計において予算執行するため、介護保険料部分を一般会計へ繰出したものです。

最後に、１６６ページ、歳入総額１０５億２８５４万８５３１円に対し、歳出

総額１０３億９１９４万８３２８円となり、歳入歳出差引額、１億３６６０万２０３円については、介護給付費準備基金に積立てをしています。

議案第７７号 令和７年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について
議案第７８号 令和７年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
【決算書に基づき説明】

【子育て健康部】

（議案第７７号）

決算書の１６７ページをご覧ください。

まず、歳入です。

款１国民健康保険税については、前年度と比べ増収となっております。収納率は、現年度分で９５．５８％、滞納繰越分で１６．２６％となっております。

次に、１６８ページの款３国庫支出金、項１国庫補助金、目３子ども・子育て支援事業費補助金は、国民健康保険税の子ども・子育て支援金分に関連したシステム改修経費に対する補助金収入です。

次に、同じく１６８ページ下段から１６９ページ上段の款４県支出金の保険給付費等交付金については、主に市町村の医療給付に要した費用に対して交付される「普通交付金」と、市町村の財政状況などの事情に応じた財政の調整のために交付される「特別交付金」です。

次に、１６９ページ下段の款７繰入金については、国保の保険基盤安定事業、国民健康保険税における未就学児の均等割の減額や産前産後の減額、出産育児一時金の補填に加え、国保制度運営に係る人件費等の事務費に対する一般会計からの繰入金です。

続いて、歳出です。

１７２ページをご覧ください。

款１総務費については、主に人件費、事務費及び国保税の賦課徴税に係る費用等です。

次に、１７４ページ下段から１７７ページ中段の款２保険給付費については、医療費のほか、出産育児一時金、葬祭費の給付等に係る経費です。

保険給付費全体で、５億１００６万円余りの不用額が生じていますのは、被保険者数が減少したことなど、主に療養給付費が見込みを下回ったこと等によるものです。

次に、１７７ページ下段から１７８ページの款３国民健康保険事業費納付金については、平成３０年度から始まりました県単位化に合わせて、本市から奈良県に支払う納付金です。納付金全体で３６２９万円余りの不用額が生じていますのは、項４その他納付金に係る県からの請求が見込みを下回ったこと等によるものです。

次に、１７９ページ中段から１８０ページ上段の款５保健事業費については、特定健康診査・保健指導等の実施に要した経費です。保健事業費全体で３７９５万円余りの不用額が生じていますのは、主に特定健康診査の受診者数が見込みを

下回ったことによるものです。

最後に、１８２ページをご覧ください。

歳入総額９６億５４２１万７９５７円に対して、歳出総額９６億４１３５万
７４６７円で、歳入歳出差引額１２８６万４９０円となっております。

この歳入歳出差引額は、国民健康保険財政調整基金へ積立てしました。

（議案第７８号）

決算書の１８３ページをご覧ください。

まず、歳入です。

款１後期高齢者医療保険料の収入については、前年度と比べ増収となっておりますが、全体の収納率は９９．１５％で、前年度から０．１２％の減となっております。

同じく、１８３ページ下段の款３国庫支出金、項１国庫補助金、目１子ども・子育て支援事業費補助金については、後期高齢者医療保険料の子ども・子育て支援金分に関連したシステム改修経費に対する補助金収入です。

款４繰入金については、一般会計からの事務費及び保険基盤安定に対する繰入金です。

１８４ページ上段の款５繰越金は、令和６年度収入分の保険料の一部を令和７年度に繰り越したものです。

続いて、歳出です。

１８６ページをご覧ください。

款１総務費については、主に人件費、事務費及びコンビニ収納などの保険料徴収に係る費用です。

次に、１８７ページ上段の款２後期高齢者医療広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合に支払う、基盤安定負担金、保険料等負担金、その他経費の負担金です。

不用額が２億５６１４万円余り生じていますのは、被保険者数の増加により、納付額算定の基準となる保険料収入や経費の増加を見込んで計上しておりましたが、実際の納付額が見込みを下回ったためです。

なお、執行率は９２．２％となっております。

最後に、１８９ページをご覧ください。

歳入総額３１億５７８万１４３８円に対して、歳出総額３０億９８２２万５１
８８円で、歳入歳出差引額７５５万６２５０円となっております。

この歳入歳出差引額は、昨年度同様、繰越金として令和８年度に繰り越しています。

議案第７９号 令和７年度生駒市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の 認定について

【下水道事業会計決算書に基づき説明】

【建設部】

下水道事業会計決算書の1ページ、令和7年度生駒市下水道事業報告書、1. 概況です。

(1) 総括事項として、令和7年度は、流域関連公共下水道竜田川処理区において、管渠整備工事を実施するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進行する下水道施設の更新を実施しました。また、埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を受けて、国土交通省から要請された大規模下水道管路特別重点調査を実施しました。

前年度に引き続き、生駒市下水道事業経営審議会を開催し、下水道使用料の適正な在り方について答申が提出されました。

そして、令和7年9月定例会で本答申に基づく下水道使用料の改定案が可決され、令和8年度から13年ぶりに下水道使用料が改定される運びとなりました。

次に、ア、業務概要です。

令和7年度末の供用開始区域内人口は8万5259人で、下水道普及率は、前年度に比べて0.3ポイントアップの73.7%となりました。

下水道施設では、管渠のTVカメラ調査、目視調査や公共汚水桝及び取付管の補修工事などを行い、適切な維持管理に努めました。

次に、イ、建設改良工事については、流域関連公共下水道竜田川処理区において管渠整備工事を行い、管渠延長1084メートルを施工し、面積2.4ヘクタールを整備するとともに、施設の安全性の向上を図るため、人孔鉄蓋340箇所をロック式に入れ替えました。

また、山田川浄化センター改築更新工事に係る基本設計を実施しました。

なお、建設改良工事の概要については、5ページから6ページに記載しています。

続いて、ウ、経営状況です。

営業収益は、約9億426万円に対して、営業費用は、約21億604万円で、下水道事業本来の収支である営業収支は約12億178万円の営業損失となり、引き続き多額の損失を計上しています。

営業損失に、一般会計補助金、長期前受金戻入などの営業外収益、約16億5219万円を加え、支払利息等の営業外費用、約8060万円を差し引いた経常利益は、約3億6981万円となり、経常利益に特別利益と特別損失を合わせた当年度純利益は、約3億7085万円となりました。

次に、2ページ、(2) 経営指標に関する事項です。

令和7年度決算について、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す経費回収率については、72.78%であり、類似団体平均値の98.0%と比べても大幅に低く、一般会計補助金に依存している経営状況です。

使用料収入に対する企業債残高の割合を示し、企業債残高の規模を表す企業債残高対事業規模比率は、企業債残高が減少したことから、480.33%となり、公共下水道への接続率を示す水洗化率は、90.98%となっています。

また、法定耐用年数50年を経過した管渠延長の割合を示す管路老朽化率は、4.82%となっています。

続いて、7ページ、3. 業務です。

(1) 業務量に関する事項の主なものとして、表2行目の年度末供用開始区域面積は、1278.15ヘクタールで、前年度と比較して、8.27ヘクタール増加しています。

次に、3行目の供用開始区域内人口は、8万5259人で、前年度と比較して、20人増加しています。

次に、4行目の水洗化済人口は7万7572人で、前年度と比較して156人増加しています。

7ページから8ページは、(2) 事業収益・事業費に関する事項について、9ページは、4. 会計として、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概況を記載しています。

以上が、事業報告書の説明です。

続いて、決算書類について説明します。

12ページから13ページ、令和7年度生駒市下水道事業決算報告書です。

まず、(1) 収益的収入及び支出の収入についてです。

第1款の事業収益については、予算額合計27億72万6000円に対し、決算額は26億6148万489円で、予算額に比べ、3924万5511円下回っています。

この減少については、主に第2項の営業外収益で、一般会計補助金が減少したことによるものです。

次に、支出です。

第1款の事業費用については、予算額合計23億820万1000円に対し、決算額は22億6360万7115円で、不用額は4459万3885円となっています。

この不用額の主なものについては、第1項の営業費用で、入札執行による落札差額のほか、人件費等が減少した事によるものです。

次に、14ページから15ページ、(2) 資本的収入及び支出の収入についてです。

第1款資本的収入については、当初予算額に建設改良繰越工事の財源充当額を合計した、予算額合計7億8927万5000円に対して、決算額は4億7281万4474円で、予算額合計に比べ、3億1646万526円の減少となっています。

この減少については、交付金が要望額より減額されたことに伴い、工事内容を精査し一部の執行を見送ったことから、第1項の企業債及び第2項の補助金が減少したことによるものです。

次に、支出です。

第1款資本的支出については、当初予算額に繰越額を合計した、予算額合計16億6321万4000円に対して、決算額は、13億3134万9143円

となり、翌年度への繰越額を差し引いて、不用額は、１億８２８６万４８５７円となっています。

この不用額の主なものは、建設改良費における工事請負費、人件費、流域下水道建設負担金の減少等によるものです。

続いて、１６ページ、令和７年度生駒市下水道事業損益計算書です。

１の営業収益、９億４２５万５７７３円に対し、２の営業費用は２１億６０４万２０４２円となり、差引き１２億１７８万６２６９円が営業損失となっています。

また、３の営業外収益については、１６億５２１９万２４５２円に対し、４の営業外費用は８０５９万９０５６円となり、営業外の収支は１５億７１５９万３３９６円となりました。

営業損失と営業外収支を合計した経常利益は３億６９８０万７１２７円となっています。

この経常利益に、５の特別利益と６の特別損失を合わせた当年度純利益は、３億７０８４万５６６５円となり、さらにその額に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末未処分利益剰余金は、８億１４６５万３６９４円となっています。

次に、１７ページの令和７年度生駒市下水道事業剰余金処分計算書（案）についてです。

剰余金の処分については、議会の議決を経て行うものです。

令和７年度末未処分利益である剰余金８億１４６５万３６９４円のうち、資本的収支における不足額を補填するため、３億６９１４万６８８５円を減債積立金の積立てとして処分するととともに、資本的収支の補填財源として使用するため、減債積立金を取り崩し、元の未処分利益剰余金に振り替えるものです。

また、令和６年度の剰余金処分計算書により、減債積立金として処分し、資本的収支の補填財源として使用した、４億４００１万３９４８円を資本金へ組み入れる処分案です。

なお、処分後の繰越利益剰余金については、３億７４６３万９７４６円です。

次の、１８ページから１９ページは、令和７年度中における、資本金及び剰余金の増減を表した、下水道事業剰余金計算書です。

続いて、２０ページから２１ページの令和７年度生駒市下水道事業貸借対照表です。

資産の部、１の固定資産と、２の流動資産を合わせた資産合計は、２９７億９６５万５２３１円です。

次に、負債の部、３の固定負債と、４の流動負債と、５の繰延収益を合わせた負債合計は、２２２億７８４３万１００９円です。

次に、資本の部、６の資本金と７の剰余金を合わせた資本合計は、７４億３１２２万４２２２円となり、負債と資本の合計額は、資産の合計額と同額の２９７億９６５万５２３１円となります。

最後に、２２ページから２３ページには「注記」を、２５ページから３ページには「決算附属書類」を、３５ページには「公営企業の経営の健全化」をそれぞれ

れ記載しています。

議案第 80 号 令和 7 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

【病院事業会計決算書に基づき説明】

【子育て健康部】

令和 7 年度生駒市病院事業会計決算書」の 1 ページ、I、生駒市病院事業報告書です。

1、概況、(1) 総括事項です。

病院事業は地域医療を充実させるため、平成 27 年 6 月に生駒市立病院を開院し、令和 7 年 6 月に開院 10 周年を迎えました。

この間、救急医療、周産期医療及び小児医療の充実に努めました。

病院事業会計においては、令和 7 年度生駒市立病院の管理運営に関する年度協定書に基づき、指定管理者負担金として、2 億 6 6 3 0 万 9 0 0 0 円を収入しています。

なお、市立病院は利用料金制の指定管理者制度により運営しているため、病院事業会計には医業収益の大部分を占める入院及び外来収益は含んでいません。建物、付属設備等を固定資産として保有し、減価償却費を計上、建設のために借入した企業債を償還するなど、資産管理の会計となっています。

2 ページをご覧ください。

ア、業務概要については、5 ページで説明してします。

また、イ、収益的収支の状況及びウ、資本的収支の状況についても、10 ページから 13 ページで説明してします。

次に、(2) 経営指標に関する事項について、経常収支比率は、122.24%と、健全経営の水準とされる 100%を上回っています。

累積欠損金比率は、687.53%と高い比率となっていますが、指定管理者負担金を収入した令和元年度以降、数値は改善しています。

病床利用率は、入院患者の増加により前年度比 2.18 ポイント増加の 78.07%となっています。

有形固定資産減価償却率は、47.58%と、毎年度、減価償却費の計上により増加しています。

4 ページ中段の 2、建設改良費の概要については、市立病院の増床に向けた 6 階東病棟の整備と合わせて、手術室等の機能強化を図るための施設整備に係る設計業務を委託により実施したものです。

5 ページの 3、業務の (1) 業務量については、ア、許可病床数は、一般病床 210 床、イ、診療科目は、19 診療科となっています。

ウ、入院及び外来の状況は、入院患者数は 1 日平均 163.9 人、外来患者数は 1 日平均 299.7 人となっています。

6 ページの (2) 事業収益・事業費に関する事項については、ア、事業収益、及びイ、事業費の区分ごとに構成比率及び増減率を示しています。

7 ページの 4、会計の (1) 企業債、長期借入金及び一時借入金の概要につい

ては、ア、企業債の本年度末残高が、１２５６万６６５６円、イ、長期借入金の本年度末残高が、３９億９８２０万３６４円となっています。

続いて、１０ページから１１ページ、Ⅱ、決算書類です。

１、令和７年度生駒市病院事業決算報告書については、予算額と対比できるよう、税込み金額で記載しています。

（１）収益的収入及び支出です。

収入の第１款病院事業収益、第１項医業収益については、市立病院の文書等交付手数料、救急告示病院等に係る一般会計負担金等です。

第２項医業外収益については、病床割等に係る一般会計負担金、指定管理者負担金及び長期前受金戻入等です。

第３項特別利益については、令和６年度から繰り越して交付された、光熱費及び食材料費支援に係る一般会計補助金の収入です。

次に、支出、第１款病院事業費、第１項医業費用については、病院用地の賃借料等の経費、市立病院の建物及び建物附属設備等に係る減価償却費等です。

第２項医業外費用については、企業債等の支払利息等です。

第３項特別損失については、特別利益として収入した補助金を、市立病院へ交付金として支出したもの等です。

続いて、１２ページから１３ページ、（２）資本的収入及び支出です。

収入の第１款資本的収入、第２項負担金交付金については、地方公営企業繰出基準に基づき、企業債の元金償還について繰り出されたものです。

なお、第１項企業債については、市立病院施設整備事業経費の財源として借入れを行う予定をしていましたが、令和７年度中の工事開始に至らなかったことから、収入としての計上はありませんでした。

次に、支出の第１款資本的支出、第１項建設改良費については、市立病院整備事業に係る設計委託費です。

第２項企業債償還金については、病院建設に係る企業債の元金償還金です。

第３項長期借入金償還金については、令和７年度末に償還期限を迎えた一般会計からの借入金の元金償還金です。

１４ページ、２、令和７年度生駒市病院事業損益計算書です。

このページ以降は、企業の実質的な経営成績や財政状態を明らかにするため、税抜き金額で記載しています。

「１医業収益」と「２医業費用」を差引きした「医業損失」は、３億７２４３万７９８１円、「医業損失」から「３医業外収益」、「４医業外費用」を差引きした「経常利益」は、１億３６７万７９１８円となり、この経常利益から、「６特別損失」を差引きした「当年度純利益」は、１億３６２万４４４円となります。

「当年度純利益」から「前年度繰越欠損金」を減じた「当年度未処理欠損金」は５億６３３０万６２７０円となります。

１５ページには、「３欠損金計算書」、「４欠損金処理計算書」を記載しています。

１６ページから１７ページは、貸借対照表です。

資産の部、「１固定資産」と「２流動資産」を合わせた「資産合計」は、４８億１６１９万５４３０円です。

次に、負債の部、「３固定負債」、「４流動負債」、「５繰延収益」を合わせた「負債合計」は、５１億７９５０万１７００円です。

次に、資本の部、「６資本金」と「７剰余金」を合わせた「資本合計」は、マイナス３億６３３０万６２７０円となり、「負債・資本合計」は、「資産合計」と同額の４８億１６１９万５４３０円となります。

最後に、１８ページから１９ページの「６注記」を、２１ページから２７ページには「Ⅲ決算附属書類」を、２９ページには「Ⅳ公営企業の経営の健全化」をそれぞれ記載しています。

議 案 説 明 書

【 9 月 2 9 日開催分】

令和 8 年 9 月定例会

令和 8 年生駒市議会第 6 回(9 月)定例会 議案説明会

1 日 時 令和 8 年 9 月 2 9 日 (火) 議会運営委員会休憩中

2 場 所 第 1 会議室

3 説明議案等

報告第 10 号	市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
議案第 82 号	上中学校校舎長寿命化改修工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約の締結について
議案第 83 号	損害賠償の額の決定について

4 出席議員

福中眞美	白本和久	伊木まり子	塩見牧子	浜田佳資	竹内ひろみ
成田智樹	吉村善明	片山誠也	改正大祐	神山さとし	山下一哉
加藤裕美	中嶋宏明	中尾節子	梶井憲子	辰巳綾子	芦谷真治
森雄亮	橋本宏淳	高杉千代子			

5 説明のため出席した者

福 祉 部 長 後藤治彦 建 設 部 長 岡村祥宏 教 育 部 長 松田 悟

報告第 10 号 市長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

【福祉部】

本件は、損害賠償の額の決定について、令和 8 年 9 月 11 日に専決処分を行いましたので報告するものです。

事故の概要ですが、令和 8 年 6 月 22 日（月曜日）午後 0 時 50 分頃、奈良市西登美ヶ丘 1 丁目の路上において発生したものです。赤信号で停車中の相手方車両の後方に公用車を停車させ、スマートフォンでルートを確認していた際、ブレーキペダルが緩み、公用車が前進して相手方車両に追突した物損事故です。損害賠償額については 68 万 4992 円で、相手方と示談が成立したものです。

議案第 82 号 上中学校校舎長寿命化改修工事（Ⅰ・Ⅱ期）請負契約の締結について

【教育部】

本案について、上中学校の校舎は、ほとんどの棟が昭和 57 年 3 月に建設されており約 40 年が経過しています。これまで耐震化工事等が優先されたことにより大規模改修工事を行っていないことから、経年劣化による壁面のモルタルの落下や防水劣化等があり老朽化が著しい状況です。このことから、今後校舎の使用期間を 30 から 40 年程度伸ばすことを目的として、校舎の劣化対策やライフラインの更新を行い建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化やバリアフリー化、また、多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供など、社会的、教育的要請に応じた校舎の長寿命化改良を行うものです。

なお、本工事は一度入札不調になったことから学校施設環境改善交付金の影響を受けることになり、当初工期区分を 3 期としていたものを変更し、今回工事はⅠ期・Ⅱ期を対象としています。

入札にあたりましては、工種を建築一式工事とし、事後審査型条件付一般競争入札として、8 月 17 日に入札を行いました。その結果、2 者の入札があり、村本建設株式会社が税込み 15 億 1800 万円で落札し、その後審査の結果、8 月 19 日に落札業者として決定し、工期を契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとして 9 月 14 日に仮契約を締結したものです。

なお、落札率は 71.45% です。

議案第 83 号 損害賠償の額の決定について

【建設部】

本件は、南田原町地内の市道に埋設されている雨水管が堆積物により閉塞していたため、降雨の影響により家屋の排水口から逆流し、家財に損害を与えたことにつきまして、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事象の概要ですが、本年 4 月 22 日に南田原町地内、市道池谷線に埋設されている雨水管におきまして、堆積物により管渠が閉塞していたところに、降雨によって流れ込んだ雨水が、家屋の排水口から逆流し、床上浸水したことにより、家

財に損害を与えたものです。

なお、本件の損害賠償額については、市の過失割合が１００％として、１０６万４６５２円となっており、この費用は、本市が加入しております全国市長会市民総合賠償保障保険から全額支払われることになります。